

# 地方独立行政法人堺市立病院機構 中期計画

## 前文

地方独立行政法人堺市立病院機構は、市立堺病院の基本理念を継承し、地域医療機関との連携及び役割分担のもと、地域における中核病院として、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、災害時医療やがん診療をはじめとした高度専門医療など、真に地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供することにより、地域医療水準の向上や市民の健康の維持及び増進に寄与する。

また、堺市長から示された中期目標を達成するため、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を最大限に発揮し、高度で良質な医療の提供と効率的な病院経営をめざし、中期計画をここに定める。

## 第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とする。

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 市立病院として担うべき医療

#### (1) 救急医療

##### (方針)

ア 救急医療体制の充実を図り、市内の救急告示病院及び消防局との密接な連携のもと、救急搬送による二次救急を中心に、365日24時間「断わらない救急」の実現に努める。

イ 入院が必要な救急患者を受け入れるため、病床運用の効率化や地域医療機関との連携による他医療機関での後送病床の確保などに取り組む。

##### (新病院に向けた目標)

ア 新病院で整備する救命救急センターにおいて、複数の診療科にまたがる重篤な患者に対して365日24時間体制で救急医療を提供するため、外傷、熱傷、多発外傷等の外科系救急、手術療法を必要とする急性疾患に対応できる体制整備を進める。

イ 病院前救護及び病院間搬送において、より安全で質の高い救急医療を提供するため、ドクターカーの活用に努める。

##### 目標指標

区分	項目	平成22年度実績	平成26年度目標
診療機能	救急搬送応需率 (%)	60.0	70.0
	救急搬送入院患者数 (人)	1,920	2,200

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
診療機能	救急搬送受入患者数(人)	5,416
	時間外入院患者数(人)	3,288
	循環器疾患救急患者市内カバー率(%)※	15.3
	消化管出血救急患者市内カバー率(%)※	17.6

※堺市消防局の救急活動記録票で「初診時における診断名」に基づくもの

(2) 小児医療・小児救急医療・周産期医療

(方針)

ア 小児医療の充実を図るため、急性疾患を中心に幅広く対応するとともに、循環器系疾患や腎疾患、血液疾患、腫瘍疾患などの高度専門医療の提供に取り組む。

イ 産婦人科診療相互援助システムへ参加するとともに、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターとの連携を推進し、安心して子どもを産み、育てられるよう、周産期医療体制を確保する。

ウ 小児救急医療について、初期救急医療を担う急病診療センターや二次救急医療を担う他の病院群輪番病院との連携のもと、二次救急や感染症を伴う救急医療を中心として、365日24時間体制の充実に努める。

また、幅広い症例に対応できるよう、診療機能を拡充するため、医師、看護師をはじめとした医療スタッフの確保及び育成に努める。

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
診療機能	小児科患者数(人)	入院 1,563
		外来 10,987
	小児科救急患者数(人)	1,270
	うち入院患者数(人)	417
	分娩件数(件)	598

(3) 感染症医療

(方針)

ア 第一種及び第二種感染症指定医療機関として感染症医療を担う体制を確保し、入院が必要な感染症患者を迅速に受け入れる。

イ 新型インフルエンザなど新興感染症等に対して、市、国、府等との連携のもと、第一種及び第二種感染症指定医療機関として、堺市域及び南河内地域において、先導的かつ中核的な役割を果たす。

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
診療機能	感染症患者数(第一種)(人)	0
	感染症患者数(第二種)(人)	0

(4) 災害その他緊急時の医療

(方針)

ア 災害拠点病院として、災害時において市民の命を守るため、堺市地域防災計画等に基づく市からの要請に迅速に対応するとともに、自らの判断においても医療救護活動を実施する。

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）を中心として、エマルゴトレインシステムなどの災害時医療救護活動研修を実施する。

ウ 災害発生時に備え、非常発電機、無停電装置、衛星携帯電話などの諸設備の維持管理を行うとともに、医薬品、医療資器材、水、食料などを備蓄し、災害時においても迅速に医療活動ができる体制を維持する。

#### 関連指標

区分	項目	平成22年度実績
診療機能	災害訓練回数（回）	3（うち院外2）

## 2 高度専門医療の提供

### (1) がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応

#### ア がんへの対応

##### (方針)

(ア) 胃、大腸など消化器系のがんや乳がん、血液がんに対応するなど、地域におけるがん診療の拠点としての役割を果たす。

(イ) がん診療連携医の拡充やがん診療地域連携クリニカルパスの適用拡大に取り組むことで、地域医療機関との連携を深め、本市におけるがん診療の質の向上に貢献し、大阪府がん診療拠点病院としての役割を果たす。

(ウ) 地域がん診療連携拠点病院の指定をめざして、がんセンター機能の充実を図るとともに、外来化学療法、放射線治療など患者の体への負担が少ない治療法を推進する。

(エ) 患者の協力のもと、臨床試験や治験に積極的に取り組むなど新しい治療法の開発に寄与する。

(オ) 各種がん検診などの予防医療について、精密検査を中心に地域医療機関からの紹介検査の受入れ拡大に努める。

(カ) がんの現状や最新のがん診療等について、市民公開講座の開催など、市民への啓発事業に取り組む。

#### 目標指標

区分	項目	平成22年度実績	平成26年度目標
診療機能	がん入院患者数（人）	4,105	5,000
	がん患者外来化学療法数（人）	6,186	6,200
	がん放射線治療延件数（件）	6,738	6,750
	がん診療地域連携クリニカルパス連携医（診療所）数(件)	120	150

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
診療機能	がん診療地域連携クリニカルパス 適用患者数（人）	389
	がん検診総件数（人）	2,481

イ 脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応

（方針）

（ア） 急性心筋梗塞診療について、心臓疾患専門救急体制（ハートコール）による救急患者の円滑な受入れに努めるとともに、経皮的冠動脈形成術やステント留置術の施術などに重点的に取り組む。

（イ） 糖尿病診療について、腎疾患、心疾患など合併症を伴う糖尿病患者への対応を中心に、診療機能を充実する。

また、地域医療機関との連携のもと、地域の糖尿病教育入院のニーズに応えるとともに、糖尿病に関する市民公開講座の開催などにより、地域の糖尿病予防に取り組む。

（新病院に向けた目標）

（ア） 新病院における救命救急センターの整備に向け、脳卒中診療について、脳血管内治療に対応する医療スタッフの拡充に努めるなど、地域医療機関との役割分担を踏まえながら、診療体制の整備を進める。

（イ） 心不全、急性心筋梗塞、大動脈破裂等について、心臓血管外科医等の医療スタッフを確保するとともに、救急病床の運用効率化などにより、高度専門医療の提供体制の整備を行う。

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
診療機能	急性心筋梗塞を含む急性冠症候群入院患者数（人）	222
	糖尿病教育入院患者数（人）	136

（2）高度で専門性の高い医療提供

（方針）

ア 医療の高度専門化に対応するため、臓器別診療科や病態別医療センターの整備、専門外来の新設、必要に応じた診療科の再編などにより、診療体制の充実を図るとともに、病態にあった質の高い医療を提供する取組を進める。

イ 患者の体への負担が少ない治療法である鏡視下手術の拡大やセカンドオピニオンの充実に取り組む。

ウ 膠原病や神経難病に対する診療について、診療機能の維持に取り組み、南大阪地域からの紹介患者の受け入れに努める。

エ 呼吸器疾患診療について、診療機能の維持に努め、地域における最終的な受入れ病院としての役割を果たす。

オ HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症について、エイズ治療中核拠点病院として、患者の受入れに努める。

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
診療機能	鏡視下手術施行件数（件）	664
	セカンドオピニオン対応件数（件）	45

(3) 総合的な診療とチーム医療の推進

(方針)

ア 複数の疾患を有する患者に対して、最良の医療を提供するため、診療科の枠を越えた総合的な診療体制の充実に努める。

イ 患者に最適な高度専門医療を提供するため、チーム医療を推進するとともに、医療スタッフの養成に取り組む。

(4) 専門性及び医療技術の向上

(方針)

ア 患者に対して、常に最適な医療を提供するため、医療の高度専門化に対応して計画的に医療機器の更新及び整備を行う。

イ 進歩する医療技術や最新の医療情報に対して、医療スタッフが常に向上心をもって、新たな手技や知識を習得し、先駆的な医療を学ぶことができる職場環境の整備に努める。

(5) 臨床研究及び治験の推進

(方針)

臨床試験や治験を積極的に推進し、その成果をもとに学会発表や研究論文として発表するとともに、新しい治療法の開発に協力する。

また、臨床試験や治験を行う際には、その内容について、患者に十分な説明等を行う。

目標指標

区分	項目	平成22年度実績	平成26年度目標
診療機能	治験実施件数（件）	17	20
病院経営	治験実施に係る受託金額(円)	46,326,156	70,000,000

※治験実施件数は当該年度に実施している件数であり、複数年度に及ぶ場合は、それぞれの年度で件数に計上する。

※治験実施に係る受託金額は、初期費用、治験実施受託金など当該年度の収益に計上したもの

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
診療機能	臨床試験実施件数（件）	245

3 安全・安心で信頼される医療の提供

(1) 医療安全対策等の徹底

(方針)

ア 院内の医療安全管理委員会を通じて、医療スタッフに対し、医療の安全を確保

する対策の周知を図るとともに、患者の単独事故として多い転倒、転落の防止対策などについて、医療スタッフ及び患者に周知する。

- イ 医薬品の使用に伴う安全確保のため、患者に対する服薬指導の充実を図る。
- ウ インシデントやアクシデントに関する情報の収集及び分析に努め、医療事故の予防対策や再発防止対策に、組織的に取り組む。
- エ 院内感染に対する効果的な予防対策を、研修会や院内ニュース等で周知するとともに、院内感染防止マニュアルを充実させるなど、院内感染防止対策に取り組む。

目標指標

区分	項目	平成22年度実績	平成26年度目標
患者満足	薬剤管理指導延件数(件)	12,889	15,000

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
患者満足	職員医療安全研修実施回数(回)	3
	職員医療安全研修参加延人数(人)	562

(2) 患者の視点に立った医療の実践

(方針)

- ア 市民の生命と健康を守るため、「すべての患者の権利と人格を尊重し、安心・安全で心の通う医療を提供します。」との理念に加え、「思いやりとふれあいの心が通う人間尊重の医療サービス」、「安心と満足を与え、信頼が得られる医療サービス」、「医療機関との連携を基本として、きめ細かい医療サービス」、「地域の中核病院としての役割を認識し、効果的で効率的な医療サービス」の提供をめざした病院憲章を遵守し、患者を中心とした医療サービスの提供に努める。
- イ 患者にとって負担の軽い日帰り手術や妊婦から希望が多い立会い分娩など、患者ニーズに対応した取組を推進する。
- ウ 患者に対する説明資料等の内容の充実や患者への説明時に看護師が同席し、看護師から患者が理解したかを確認するなどの取組を行うことにより、わかりやすく質の高いインフォームド・コンセントを実施する。
- エ 在宅療養生活、社会保障制度、転院など、医療に関わる患者の相談を幅広く受け持つ医療相談、看護相談、がん相談などに取り組む。
- オ 患者の視点に立ったセカンドオピニオンに取り組むとともに、他医療機関でのセカンドオピニオンを希望する場合には、適切に対応する。

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
患者満足	医療相談実施件数(件)	7,651
	看護相談実施件数(件)	607
診療機能	がん相談件数(件)	1,051
患者満足	セカンドオピニオン対応件数(件)(再掲)	45

(3) 医療の標準化と診療情報の分析による質の改善及び向上

(方針)

- ア 治療ガイドラインやエビデンスに基づく最適な医療を患者に提供する。
- イ クリニカルパスの充実や活用により、医療の標準化に取り組む。
- ウ 診療等の実績を示す指標である臨床評価指標を整備し、他の医療機関と比較分析することで、診療機能の特長を客観的に把握し、医療の質の向上や地域医療機関との効果的な連携に結び付ける取組を行う。
- エ DPCによる診療情報データの活用により、同一疾患の診療行為について他病院との比較を行い、医療の質の向上と標準化に努める。

目標指標

区分	項目	平成 22 年度実績	平成 26 年度目標
患者満足 診療機能 病院経営	クリニカルパス適用率(%)	36.0	60.0

(4) 法令・行動規範の遵守 (コンプライアンス)

(方針)

- ア 患者が安心して診療を受けられる環境を整備することで、患者からの信頼を高めるとともに、市立堺病院の理念、病院憲章、患者さんの権利に関する宣言、臨床倫理指針、職業倫理指針などを遵守し、適正な病院運営を行う。
- イ 職員のコンプライアンス遵守を目的とした組織を設置し、コンプライアンスに関する研修を定期的実施するなど、全職員の法令及び行動規範遵守に向けた取組を推進する。
- ウ 患者の病状や治療手法など、機密度の高い個人情報の保護について、個人情報保護マニュアルの整備や研修の開催などにより、全職員に対して、個人情報を保護することの重要性の認識と厳重な管理の徹底を図る。
- エ カルテ (診療録) などの個人情報の保護及び情報公開に関しては、市の条例等に基づき、適切に対応する。

関連指標

区分	項目	平成 22 年度実績
患者満足	カルテ開示件数(件)	18

4 患者・市民サービスの向上

(1) 患者サービスの向上

(方針)

- ア 医師、看護師をはじめ全ての職員が、患者と心の通う応対を実践する。
- イ 患者満足度に関する評価指標の設定や患者満足度調査の実施により、患者ニーズを正確に分析、把握したうえで、土曜日における検査業務等の実施など、患者サービスの向上に取り組む。
- ウ 患者に接する機会が最も多い看護師の意見をよりきめ細かく反映することができるよう、院内の患者サービス委員会の活動の充実を図る。
- エ より快適な療養環境を提供するため、季節に応じた院内施設の飾付けや植栽の

展示、院内コンサート等のイベントの開催など、患者アメニティの向上に取り組む。

オ 外来待合モニターや院内ポスターなどによる情報提供をよりわかりやすくするなど、患者の利便性向上に努める。

#### 目標指標

区分	項目	平成22年度実績	平成26年度目標	
患者満足	患者満足度調査結果 (100点満点)	入院	87.3	90.0
		外来	82.5	85.0

(2) 誰もが利用しやすい病院づくり (来院された患者が利用しやすい病院づくり)

#### (方針)

全ての患者が安心して医療を受けることができるよう、出入口に配置している車いす等や診察の順番の到来を振動で知らせる機器、公衆ファックスの設置に加え、定期的な院内手話講習会の開催による手話通訳者の養成、外国語に対応できる医療スタッフの配置、ボランティアによる患者等の案内など、誰もが利用しやすい病院づくりに努める。

(3) 待ち時間の改善

#### (方針)

ア 予診の充実などにより、外来患者の診察待ち時間の短縮に努める。

イ 外来待合モニターを通じ提供する情報を充実するなど、待ち時間を有効に過ごせるように取り組む。

ウ 地域医療機関との連携に加え、病床の効率的な活用により、検査や手術待ち日数の短縮等に努める。

(4) 職員の接遇向上

#### (方針)

患者満足度を向上するには、職員一人ひとりが適切な接遇を行うことが大切であり、接遇の重要性に対する職員の意識改革を行うため、部門ごとに取組目標を設定し、接遇の向上に努める。

## 5 地域医療への貢献

(1) 地域医療機関との連携推進

#### (方針)

ア 医療スタッフや高度な医療機器などの限られた医療資源を最大限有効に活用し、より多くの患者に対して高度で専門的な医療を提供するため、地域医療機関との適切な役割分担のもと、病院間、病院と診療所間の連携強化を積極的に推進する。

イ 地域の診療所を対象とした研修会の開催など、積極的な情報提供に取り組むとともに、院内かかりつけ医コーナーの設置などにより、地域医療機関との患者の紹介及び逆紹介を推進する。



目標指標

区分	項目	平成22年度実績	平成26年度目標
患者満足	紹介率 (%)	60.2	64.0
	逆紹介率 (%)	44.0	60.0

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
診療機能	地域連携クリニカルパス数	6
患者満足	地域連携クリニカルパス適用患者数(人)	408

(2) 地域医療への貢献

(方針)

- ア 地域医療機関からの紹介検査や開放型病床の利用を促進するとともに、地域の研究会への参加要請等に積極的に対応するなど、地域の医療水準の向上に貢献する。
- イ 相互啓発や診療内容等の情報共有を図るため、地域医療機関を対象とした臨床カンファレンス、臨床病理検討会などのオープンカンファレンスの充実に取り組む。

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
患者満足 行政効果	紹介による検査総件数(件)	3,243
	開放型病床利用率 (%)	58.3
	臨床カンファレンス、臨床病理検討会開催回数(回)	9

(3) 人材の育成

(方針)

- ア 臨床研修医及び後期研修医を積極的に受け入れるため、教育研修制度の充実に努める。
- イ 看護実習生をはじめとする医療専門職養成機関からの実習生の受入れに努め、地域の医療専門職の育成に貢献する。

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
職員満足	臨床研修医数(人)	16
	後期研修医数(人)	34
	医学生実習受入人数(人)	56
	看護学生受入人数(人)	307

(4) 疾病予防の取組

(方針)

- ア 市民の健康増進を目的として、地域医療機関との役割分担と連携のもと、予防医療の推進に努める。
- イ 各種検診については、地域医療機関との役割分担のもと、精密検査などの高度検査機器が必要な分野を中心に取り組む。

ウ 市民の健康増進に寄与するため、市民向けの公開講座の開催など、疾病予防の啓発事業を行う。

(5) 保健福祉行政等との連携

(方針)

食中毒、感染症をはじめとする健康危機事象の発生時等には、感染症指定医療機関、救急告示病院、災害拠点病院としての機能を十分に発揮するとともに、市立病院として保健、福祉行政等の市関係部局との連携と情報共有に努める。

(6) 市民への保健医療情報の発信

(方針)

病院ホームページや市民公開講座などを通じて、市民に対してわかりやすい医療情報などの提供に努め、市民の健康増進に寄与する。

目標指標

区分	項目	平成 22 年度実績	平成 26 年度目標
患者満足 行政効果	市民・患者向け公開講座等開催回数 (回)	8	10
	市民・患者向け公開講座等参加延人数 (人)	700	750

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営体制の構築

(1) 業務運営体制の構築

(方針)

ア 理事長の強いリーダーシップのもと、意思決定を迅速かつ適切に行い、効果的かつ効率的に業務運営を行う。

イ 業務運営を的確に行うため、理事会をはじめとする組織、院内委員会等の体制を整備するとともに、明確な役割分担と適切な権限配分を行う。

(2) 質の高い経営

(方針)

ア 質の高い病院経営を行うため、全ての職員が同じ目標に向かって進むよう、病院としてめざすべきビジョンを明確にするとともに、全職員がそのビジョンに向かって取り組むため、情報の伝達及び共有のシステムを確立し、自律的な運営ができる体制を構築する。

イ 中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標を達成するため、院内に自己評価のための組織を設置し、目標達成の進捗管理を行う。

ウ 部門の責任者への適切な権限の付与と責任の明確化により、組織として業務を遂行する体制とマネジメント機能の強化を図る。

エ 診療科別及び部門別の損益分析、あるいはD P Cによる診療情報データの分析などの経営管理手法を活用することにより、経営改善のために取り組むべき課題を明確化し、解決に向けた取組を行う。

(3) 事務経営部門の強化

(方針)

- ア 経営改善のために取り組むべき課題を明確にする分析機能、病院が取り組むべき方向性を示す企画機能の強化を図り、業務遂行力の高い組織を構築する。
- イ 医療経営、医療事務に係る専門知識や豊富な経験、経営感覚を有する職員の確保や育成を行うとともに、市からの派遣職員は、法人が独自に採用する職員に段階的に切り替える。

(4) 業務改善に取り組む組織風土の醸成

(方針)

- ア 職場における業務改善や組織横断的な経営改善活動の取組を進め、職員の積極的な経営参画意識と士気を高めるとともに、常に業務改善に取り組もうとする組織風土の醸成に努める。
- イ 院内に設置している意見箱や市民の声、患者アンケートなどを通して、患者や市民からの意見の収集に努め、迅速に業務改善に反映する取組を行う。
- ウ 職員の意見を理事会等へ提案する制度など、全ての職員が病院運営に参画することができる仕組みづくりを行う。

2 優れた医療スタッフの確保

(1) 優れた医療スタッフの確保

(方針)

- ア 市立病院としての役割を果たし、安全で安心できる質の高い医療を安定的、効率的に提供するとともに高度専門医療の水準を維持向上させるため、専門資格や技術を有する医師、看護師等を確保する。
- イ 医師、看護師をはじめとした医療スタッフから働きたい魅力ある病院として評価されるよう、実績や能力に応じて処遇する人事給与制度の構築やワークライフバランスに配慮した職場環境の整備などに取り組む。
- ウ 臨床研修医や後期研修医を積極的に受け入れるため、教育研修プログラムの充実や就労環境の整備に取り組む。
- エ 優れた看護師及び医療技術者を確保するため、関係教育機関等へ積極的な情報提供を行うなど、連携強化に取り組む。

目標指標

区分	項目	平成22年度実績	平成26年度目標
診療機能 職員満足	専門看護師、認定看護師数(人)	13	20

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
診療機能 職員満足	専門医資格取得件数(件)	101
	認定医資格取得件数(件)	71
	指導薬剤師、専門薬剤師取得件数(件)	9
	認定薬剤師資格取得件数(件)	12

## (2) 教育研修の充実

### (方針)

- ア より高度な医療技術を習得するため、学会、発表会や研修会への積極的な参加を促す。
- イ 医療スタッフによる専門資格、認定資格の取得など自己スキル向上の取組を支援し、教育研修制度の充実を図る。
- ウ 臨床研修医においては、幅広い総合的な診療能力を育み、全人的な医療を推進することのできる医師を育成するため、教育研修制度や研修指導体制の充実に努める。
- エ その他の医療スタッフに対して、医療等の専門知識の向上や新たな医療技術の習得はもとより、患者への適切な対応など人材の成長を促す研修への参加を奨励する。

### 関連指標

区分	項目	平成22年度実績
診療機能	論文等掲載件数(件)	56
	(うち外国語によるもの)	(10)
職員満足	学会研究会報告・学術講演数(回)	285
	(うち外国語によるもの)	(10)

## 3 やりがいを感じる病院づくり

### (1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築

#### (方針)

- ア 職員の専門資格、認定資格を有効に活用するため、資格を取得した医療スタッフの専門性を発揮できる職場への配属に努めるなど、職員の職務意欲を喚起する職場づくりを行う。
- イ 職員の業績、職務能力等の評価基準を明確にするとともに、評価結果に対する説明責任を果たすなど人事評価の透明性を確保することにより、職員の意欲を引き出す公平感のある人事給与制度を構築する。

### (2) 職員のやりがいと満足度の向上

#### (方針)

- ア 医師、看護師を中心とした医療スタッフが診療業務に専念できる職場環境を整備することで、職員の勤務意欲の向上を図る。
- イ 医療スタッフの周辺業務に関する負担軽減を図るため、医療クラークを活用するとともに、職種間の役割分担の観点から各部門における業務を再点検するなど、全ての職員のやりがいと満足度の向上に努める。
- ウ 職員のモチベーションを維持するために、職員の悩みなどの相談体制を整備するとともに、患者からの過度の苦情に対して、組織的に対応する仕組みを構築する。

### (3) 働きやすい職場環境の整備

#### (方針)

- ア 多様な勤務形態の運用を図ることにより、職員の適切なワークライフバランスに配慮し、職員が働き続けられる職場環境を整備する。
- イ 職員が安心して働くことができるよう、労働安全対策の強化を図る。
- ウ 職場におけるコミュニケーションの活性化を図り、働きやすい病院づくりに努める。
- エ 院内の病後児保育施設の利用を促進するとともに、新病院では、職場保育所を整備する。
- オ 職員の育児と仕事の両立を支援するため、短時間勤務制度の充実を図るなど、安心して働ける取組を進める。

関連指標

区分	項目	平成 22 年度実績
職員満足	院内病後児保育受入延人数 (人)	92

#### 4 効率的・効果的な業務運営

##### (1) 組織・診療体制・人員配置の適切かつ弾力的運用

###### (方針)

- ア 診療報酬改定等の医療環境の変化や急速な少子高齢化社会の進展など、社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応し、効率的に医療を提供するため、必要に応じて診療科の変更や再編、人員配置の見直しなどを弾力的に行う。
- イ 業務の繁閑に応じて変化する業務量に対して、効率的に対応するため、短時間勤務制度を活用するとともに、職務経験や職務能力を重視した職員採用など、柔軟な人材採用制度を構築する。
- ウ 業務の量や質に応じた人員配置の見直し、業務の外注化の推進などにより、組織の簡素化を図り、適切な人員配置に努める。

##### (2) 予算執行の弾力化

###### (方針)

中期的視点で予算編成を行うとともに、予算科目や年度間で弾力的に運用できる地方独立行政法人の会計制度を活かし、効率的かつ効果的な業務運営に努める。

##### (3) 医療資源の有効活用

###### (方針)

- ア 医療スタッフや高度な医療機器、病床など、地域における限られた医療資源を最大限有効に活用するため、地域の医療機関による共同病床の利用促進や依頼検査の拡大などに取り組む。
- イ 医療機器等の設備投資に際しては、導入目的や稼働目標、費用対効果を明確にし、計画的な整備を行うとともに、稼働後の投資効果等を検証し、以後の医療機器等への投資判断に反映させる。

関連指標

区分	項目	平成 22 年度実績
患者満足	開放型病床利用率 (%) (再掲)	58.3
	紹介による検査総件数 (件) (再掲)	3,243

5 外部評価等の活用

(1) 監査の活用

(方針)

ア 監事及び会計監査人による実効性の高い監査を実施する。

イ 監査によって指摘された事項については、速やかに見直しを行うとともに、その結果を公表する。

(2) 病院機能評価等の活用

(方針)

ア 病院として、組織的に医療を提供するための基本的な活動や機能を適切に実施しているかを検証するため、病院機能評価等を活用する。

イ 病院機能評価等の結果については、その改善に向けて、病院全体で取り組む。

(3) 市民意見の活用

(方針)

ア 市民からより多くの意見を頂くため、市民ボランティアの積極的な受入れに努めるとともに、円滑な活動が行えるよう病院運営の中における役割を明確にし、市民ボランティアとの協働を推進する。

イ 市民モニター制度や院内に設置している意見箱に寄せられる市民や患者からの意見に対して迅速に対応し、市民の視点から患者サービス等の向上に努める。

関連指標

区分	項目	平成 22 年度実績
患者満足	ボランティア登録人数 (人)	38
	ボランティア活動延時間数 (時間)	33,888

第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経常収支の黒字の達成

(経営改善)

ア 救急医療などの政策医療や不採算医療に係るものについて、市からの適正な運営費負担金の交付を受けて確実に実施する。それ以外の医療については、医業収益で収支の均衡が図れるよう、経営の効率化に取り組む。

イ 収入の確保と費用の節減に取り組むことで、中期目標期間中の経常収支の黒字を達成する。

目標指標

区分	項目	平成 22 年度実績	平成 26 年度目標
病院経営	医業収支比率 (%)	92.6	95.5
	経常収支比率 (%) ※1	96.9	※2 100.0

※1 収益には、移行前企業債の償還元金相当額に係る運営費負担金を含まない。

※2 中期計画期間中（平成 24 年度～平成 26 年度）の累計金額が黒字（100%以上）となること。

関連指標

区分	項目	平成 22 年度実績
行政効果	運営費負担金（繰入金）比率 (%) ※	11.2

※収益には、移行前企業債の償還元金相当額に係る運営費負担金を含まない。

## 2 収入の確保と費用の節減

### (1) 収入の確保

#### (経営改善)

- ア 診療報酬改定や医療関連法令の改正、高度化、多様化する患者の医療ニーズなど、医療を取り巻く環境変化に迅速に対応して適切な施設基準の取得を行い、診療報酬の確保に努める。
- イ 柔軟な病床運用や地域の医療機関等との役割分担（急性期医療と療養型医療、医療と福祉など）により、病床利用率の向上や平均在院日数の短縮を図る。
- ウ 手術や検査枠の柔軟な運用や高度医療機器の稼働率の向上に取り組む。
- エ 診療行為に対する診療報酬を確実に収入するため、請求内容の確認や保険者への請求前審査を強化するなど、請求漏れや査定減の防止対策に取り組む。
- オ 診療費の患者負担分に係る未収金については、早期に医療相談を実施するなど滞納の発生防止に努めるとともに、滞納が発生した場合は、債権回収委託を活用するなど早期回収に努める。

目標指標

区分	項目	平成 22 年度実績	平成 26 年度目標
病院経営	一般病床利用率 (%)	88.3	※ 88.8
	平均在院日数 (日)	13.1	12.0
	患者 1 人 1 日当たり診療単価 (円) 入院	52,098	53,300
	患者 1 人 1 日当たり診療単価 (円) 外来	13,694	15,300
	手術件数 (入院・外来合計) (件)	3,253	3,400
	個人未収金に係る徴収率 (%)	98.5	98.6

※一般病床利用率の平成 26 年度目標値 88.8%は、新病院への移転に伴う影響期間を除く。

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
病院経営	入院延患者数(人)	154,628
	外来延患者数(人)	210,086
	検査人数(CT)(人)	25,984
	検査人数(MRI)(人)	5,940
	個人未収金に係る現年度分徴収率(%)	95.2
	個人未収金に係る過年度分徴収率(%)	3.4

(2) 費用の節減

(経営改善)

ア 後発医薬品の採用を推進し、患者の負担軽減と法人の費用節減に努める。

イ 医薬品や診療材料の調達に際しては、価格交渉を徹底するとともに、契約の複数年化、複合化や他の医療機関との共同購入などの手法を導入することにより費用の削減を図る。

ウ 医療の質、医療安全の確保、患者サービスの向上などに配慮したうえで、人件費比率の適正化に努める。

エ 委託契約等の見直しを行うなど経費の節減に取り組む。

目標指標

区分	項目	平成22年度実績	平成26年度目標
病院経営	後発医薬品採用率(数量ベース)(%)	22.3	35.0
	材料費対診療収入比率(%)	24.6	23.6
	経費対診療収入比率(%)	24.0	22.0
	職員給与費対医業収益比率(%)	54.8	60.0
	< >…新病院整備に向けた医療スタッフ増等の影響額を除く	<54.8>	<55.0>
	労務費対医業収益比率(%)	69.5	71.5
< >…新病院整備に向けた医療スタッフ増等の影響額を除く	<69.5>	<67.0>	

目標指標の参考数値

区分	項目	平成22年度実績
病院経営	材料費実額(百万円)	2,667
	経費実額(百万円)	2,609
	職員給与費実額(百万円)	6,089
	労務費実額(百万円)	7,733

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

1 わかりやすい情報の提供

(1) 積極的な広報

(方針)



市民や患者からの意見に対する回答や市民公開講座の開催など患者、市民サービスに関する情報に加え、最新の医療、健康に関する情報を迅速に病院ホームページに掲載するとともに、院内に設置した患者情報コーナーに掲示するなど、積極的な広報活動に取り組み、多くの患者に選ばれる病院づくりに努める。

(2) 適切な利用の啓発

(方針)

高度専門医療並びに急性期医療を担う地域の中核病院として、適切な医療サービスをより多くの患者や市民に提供するため、市立堺病院の役割や担っている医療の内容、地域の連携医療機関等に関する情報について、病院ホームページ等を通じて、積極的に情報提供し、市民や患者に対して、適切な利用の啓発に努める。

(3) 経営状況の情報提供

(方針)

市立病院機構の経営状況について、病院ホームページ等を通してわかりやすく掲載するなど、広く市民の理解が得られるように努める。

2 環境にやさしい病院づくり

(方針)

堺市環境マネジメントシステム「S-EMS」、堺“もったいない”プロジェクト、堺市地球温暖化対策実行計画「さかいしCO2スリム作戦」など、市に準じた取組を行うことで、地球温暖化対策の推進と限りある資源の有効活用を推進し、持続可能な低炭素社会の形成に寄与する。

(新病院に向けた目標)

新病院建設にあたっては、二酸化炭素等による地球温暖化の問題に対処するため、太陽光発電システムの導入や電気、ガス等のエネルギー源の最適化に取り組む。

関連指標

区分	項目	平成22年度実績
行政効果 病院経営	電気 (キロワット時(kWh))	8,455,673
	水道光熱使用量 ガス (立方メートル(m <sup>3</sup> ))	1,709,817
	水道 (立方メートル(m <sup>3</sup> ))	99,984

3 新病院整備の推進

(1) 確実な整備の推進

(新病院に向けた目標)

新病院については、大阪府地域医療再生計画や市立堺病院将来ビジョン（基本構想）、新病院整備基本計画に基づき、三次救急と二次救急が一体となった診療機能を構築し、高度専門医療及び急性期医療を担う救急医療の基幹病院として、平成26年度中の竣工を目標に、次の機能を備えた新病院として整備する。

- (ア) 救命救急センターや救急ワークステーションをはじめとした救急医療の機能
- (イ) がん等に対応する高度専門医療の機能
- (ウ) 小児・小児救急・周産期の医療機能

- (エ) 感染症医療の機能
- (オ) 災害拠点病院としての災害時医療の機能
- (カ) 地域医療連携の機能

(2) 経費削減効果の確保

(新病院に向けた目標)

施設整備費及び新病院開設後の運営費について、担うべき医療の提供に必要なものに対しては、積極的な投資を行うとともに、最少の経費で最大の効果を得られるよう、設計段階から建設費など初期投資費用（イニシャルコスト）と維持管理費用（ランニングコスト）を合わせたライフサイクルコストの視点で検討することにより、従来手法と比べて工事費の縮減や工期の短縮に取り組む。

(3) 新病院の機能充実にに向けた計画的な準備

(新病院に向けた目標)

- ア 新病院では、救命救急センターの整備など、診療機能が拡充されることから、それに伴う新たな診療科の新設など診療体制の整備を行う。
- イ 新病院への移行を円滑に行うため、年次採用計画を策定し、必要な医療スタッフを確保するとともに、救命救急センターの運営に必要な知識や技術を習得させるため、派遣型の教育研修を実施するなどの準備を行う。

(4) 救急医療のネットワークの構築

(新病院に向けた目標)

- ア 新病院では、救命救急センターを整備し、三次救急と二次救急が一体となった診療機能を構築することで、堺市二次医療圏はもとより、南大阪地域も視野に入れたより広域的な救急医療の基幹病院をめざす。
- イ 新病院内に救急ワークステーションを設置し、他の救急告示病院や消防局と連携、協力し、救急医療のネットワークの構築を推進するとともに、メディカルコントロールの実施など地域における救急医療の管制塔機能を担う体制を整備する。

(5) 救急病床からの転床・転院先の確保

(新病院に向けた目標)

- ア 救急医療の核となる病院としての機能を十分に発揮するため、救急患者の受入れが可能となるよう、救急医療用の病床の安定的な確保に取り組む。
- イ 院内の一般病床を効率的に運用し、容易に院内転床ができるシステムを構築するとともに、医療相談部門の拡充などにより、地域の医療機関や福祉施設との連携を強化し、急性期を脱した患者の退院や他病院への転院など、患者の受入れ先の円滑な確保に努める。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算（平成24年度から平成26年度まで）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	37,313

医業収益	34,375
運営費負担金	2,938
その他営業収益	0
営業外収益	2,346
運営費負担金	1,768
その他営業外収益	578
臨時利益	0
資本的収入	19,258
長期借入金	17,835
その他資本収入	1,423
その他収入	0
計	58,917
支出	
営業費用	35,182
医業費用	34,078
給与費	18,608
材料費	8,021
経費	7,269
研究研修費	180
一般管理費	1,104
営業外費用	1,849
臨時損失	100
資本的支出	22,235
建設改良費（新病院建設費を含む）	19,473
償還金	2,762
その他支出	0
計	59,365

（注1）計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

（注2）期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮していない。

〔人件費の見積り〕

期間中総額 19,531 百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当する。

〔運営費負担金の繰出基準等〕

救急医療等の行政的経費及び小児医療、周産期医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出  
建設改良費（新病院建設に係るものを除く）及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、料金助成のための運営費負担金等とする。

新病院建設に係る建設改良費に充当される運営費負担金は、資本助成のための運営

費負担金とする。

(2) 収支計画 (平成 24 年度から平成 26 年度まで)

(単位：百万円)

区分	金額
収入の部	39,643
営業収益	37,311
医業収益	34,331
運営費負担金	2,938
資産見返運営費負担金	42
その他営業収益	0
営業外収益	2,333
運営費負担金	1,768
その他営業外収益	565
特別利益	0
支出の部	38,750
営業費用	36,247
医業費用	35,069
給与費	18,597
材料費	7,858
経費	7,008
研究研修費	172
減価償却費	1,433
一般管理費	1,179
営業外費用	2,337
臨時損失	166
経常損益	1,059
純利益	893
目的積立金取崩額	0
総利益	893

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮していない。

(3) 資金計画 (平成 24 年度から平成 26 年度まで)

(単位：百万円)

区分	金額
資金収入	70,657
業務活動による収入	39,659

診療業務による収入	34,375
運営費負担金による収入	4,706
その他業務活動による収入	578
投資活動による収入	385
運営費負担金による収入	385
その他投資活動による収入	0
財務活動による収入	18,873
長期借入れによる収入	17,835
その他財務活動による収入	1,038
堺市からの繰越金	11,740
資金支出	70,657
業務活動による支出	35,585
給与費支出	19,531
材料費支出	8,021
その他業務活動による支出	8,032
投資活動による支出	19,473
新病院建設による支出	18,967
医療機器購入等による支出	506
その他投資活動による支出	0
財務活動による支出	4,308
長期借入償還による支出	54
移行前企業債償還による支出	4,254
その他財務活動による支出	0
次期中期目標への繰越金	11,291

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮していない。

## 第7 短期借入金の限度額

### (1) 限度額

3,500 百万円

### (2) 想定される短期借入金の発生事由

ア 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応

イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

## 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

新病院への移転に伴い、現病院及び永代宿舎は譲渡し、平成27年5月を目途に円滑な引き渡しを行う。

## 第9 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。

## 第10 料金に関する事項

### 1 料金

病院の料金については、次に定める額とする。

- (1) 診療を受ける者（高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受ける者を含み、次号に規定する保険給付を受ける者を除く。）に係る料金は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額とする。
- (2) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により保険給付を受ける者に係る料金については、労災診療費算定基準（昭和51年1月13日付け基発第72号）により算定した額とする。
- (3) 前2号により難い料金は、理事長が定める。
- (4) 助産を受ける者については、分べん介助料として1回60,000円以内において理事長が定める額を徴収する。ただし、本市住民でない者については、当該分べん介助料に20,000円を加算する。
- (5) 診断書、証明書等を交付するときは、文書料として1通につき3,000円以内において理事長が定める額を徴収する。
- (6) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前各号の料金について当該各号に規定する額に100分の105を乗ずるものとする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### 2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部について減額し、又は免除することができる。

## 第11 地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

- (1) 施設及び設備に関する計画（平成24年度から平成26年度まで）

(単位：百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
新病院施設（宿舍及び医療機器を含む）整備	18,967	堺市長期借入金等
医療機器等整備	506	堺市長期借入金等

- (2) 人事に関する計画

ア 職員の業績や能力等が処遇面に反映される人事給与制度を構築し、職員のモチベーションの維持、向上を図る。

イ 患者動向や診療報酬等医療を取り巻く環境変化に対応するため組織、職員配置を

必要に応じて柔軟に見直す。

ウ 事務経営部門の強化に向けて、病院経営に精通した職員を計画的に採用するとともに、専門知識を有する人材の育成に取り組む。

エ 新病院の円滑な開院に向け職員の計画的な採用及び育成に取り組む。

(単位：人)

職 種	平成 22 年度	平成 26 年度計画
医師 (常勤)	86	110
看護師 (常勤)	393	480
その他	113	128
合計	592	718

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

ア 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

区分	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	2,762	14,833	17,595

イ 長期借入金償還債務

(単位：百万円)

区分	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	0	17,835	17,835

(4) 積立金の処分に関する計画

なし

## 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター中期計画

### 前文

岡山市立市民病院（以下「市民病院」という。）、岡山市立せのお病院（以下「せのお病院」という。）を運営する地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「市立総合医療センター」という。）は、岡山市長から指示された業務運営に関する中期目標を計画的に達成するため、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、弾力性を最大限に発揮し、市民へのより良い医療の提供と、より効果的・効率的な病院運営をめざし、以下の基本理念の下、次のとおり中期計画を定める。

#### 〈基本理念〉

- 心 心の通う医療の提供
- 技 質の高い安全な医療の提供
- 体 健全で自立した経営と働きやすい職場

### 第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とする。

### 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 市立病院として特に担うべき医療

##### (1) 市民病院

救急医療など市民に必要とされる医療、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病など高度で専門性の高い医療を安定的に提供するとともに、地域の医療機関等と役割分担や連携を促進し、市民の生命と健康を守る。

ア 新市民病院は、岡山ERとして24時間365日救急対応する体制を確立し、軽症の自力受診（walk in）患者から重症の救急搬送患者、さらには他の医療機関で受入困難とされた患者まで、すべての症状の救急患者の受入を目指す。受け入れた救急患者は救急初期診療の後、院内の専門治療部門に引き継ぐとともに、患者の症状に応じてコーディネート（転送・転院・紹介）機能を発揮することで、3次救急医療機関の岡山大学病院をはじめとする地域の医療機関との密な連携を促進する。そのために、救急専門医、トリアージナースなど救急医療を担う必要な人材を確保し、さらには岡山大学との連携のもとでこれらの人材を育成し、地域へ輩出する役割を果たす。

なお、新市民病院開院までは、現市民病院で提供し得る救急医療を維持しつつ、岡山ERに向けた準備を着実に進める。

イ 感染症医療について、第二種感染症指定医療機関として、感染症患者を常時受け入れられる体制を維持するとともに、二類感染症、新型インフルエンザ等の感染症発生においては、地域で先導的かつ中核的な役割を担う。

ウ 災害医療について、災害医療研修、災害医療救護訓練を積極的に実施し、災害発生時に迅速な派遣・受入対応ができる体制を整備するとともに、災害発生



時の医療活動に備えた医薬品、水、食料などの備蓄や諸設備の維持管理を行う。  
また、新市民病院において災害拠点病院の指定を受ける予定であり、それに向けて、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の体制を整備する。

エ 小児・周産期医療については、一般の小児医療及び正常分娩を担う役割を果たすため必要な医療従事者を確保するとともに、小児の重症疾患やハイリスク出産等は高度・専門医療機関に搬送するなど地域医療機関と連携し、安心して子どもを産み育てられる医療を提供する。さらに、周産期においては助産師外来や産後ケアの充実を図り、分娩時以外の妊婦（母体）の健康を管理する役割を担う。

オ 市民のためのセーフティネット機能を果たすため、診療体制を充実させ、市民に必要とされる医療、市内の医療提供体制の中で十分な対応が難しい医療の提供に努める。

カ 高度専門医療

〔がん〕

がん診療連携推進病院として、診断から緩和ケアまで包括的ながん診療を行う。手術療法、化学療法を中心とした集学的治療を提供し、さらに高度専門的な治療が必要な患者に対しては、地域の高度医療機関と連携して診療を行う。

〔脳卒中〕

新市民病院においてIVRセンター、SCUを整備し、より高度専門的な医療を提供する。また、より多くの重症患者を積極的に受け入れ、早期の急性期リハビリテーションを実施し、治療後は地域の医療機関と連携して、患者が早期に自立できるよう支援する。

〔急性心筋梗塞〕

常時、救急患者の一次診療を確実に実施できる体制を確立する。外科的治療や高度専門医療が必要な患者に対しては、地域の高度医療機関と連携して診療を行い、それ以外の患者には診療と早期の急性期リハビリテーションを実施し、治療後は地域の回復期リハビリ施設と連携して、患者が早期に自立できるよう支援する。

〔糖尿病〕

診断等の初期診療から合併症を伴う急性増悪時における治療まで対応できる専門診療体制を整備する。安定治療期間においては、地域の医療機関と連携して、患者の健康を管理する。

## (2) せのお病院

市内の高度専門医療を担う病院や周辺地域の保健医療福祉関係機関と密接に連携するとともに、周辺地域の中核病院として医療を提供することにより、市民の生命と健康を守る。

ア 周辺地域の初期救急患者を可能な限り受け入れる体制を維持するとともに、市民病院を含む地域の高度医療機関と密接に連携し、地域医療に貢献する。

イ 周辺地域を中心とした市民に必要とされる医療を引き続き提供するとともに、必要な人員の体制を維持する。

- ウ 市民病院をはじめとする地域の高度医療機関で一次治療を受けた患者を受け入れる後方支援の役割を果たす。
- エ 周辺地域の市民の健康を守るために、公民館との連携による健康支援に係る講座の開催、西ふれあいセンターとの連携による在宅サービスに係る支援など、周辺地域の保健医療福祉関係機関との連携を強化する。
- オ 災害に備え、応急医療資機材や応急用医薬品を備蓄する。災害発生時には市民病院をはじめとする地域の医療機関と連携し、医療救護活動を行うとともに、地域の拠点としての避難場所を提供する。

【目標値】

項目	市民病院		せのお病院	
	平成24年度実績	平成29年度目標	平成24年度実績	平成29年度目標
救急患者数	16,443人	24,000人	1,513人	1,550人
救急応需率 (救急車搬送受入れ率)	78.9%	80.0%	35.0%	40.0%
手術件数(内視鏡含む)	2,928件	3,400件	160件	160件

【関連指標：平成24年度実績】

項目		市民病院	せのお病院
救急車搬送受入れ件数		3,880 件	229 件
救急からの入院患者の割合		15.7 %	—
入院患者数	がん	1,255 人	20 人
	脳卒中	437 人	6 人
	急性心筋梗塞	16 人	—
	糖尿病	115 人	12 人

2 医療の質の向上

(1) 安全・安心な医療の提供

ア 医療安全管理委員会を定期的開催し、患者が安心して医療を受けることのできる環境を整備するとともに、全職員の医療安全に関わる知識の向上に努め、ヒヤリハット事例であるインシデントや医療事故（アクシデント）について収集・分析し、研修などを通じて共有することにより、医療事故の予防及び再発防止に取り組む。

また、重大な医療事故が発生した場合には、医療事故対策委員会を開催し、徹底して事故発生の原因分析を行い、再発防止に向けた組織的な対応を図る。

イ 患者に対して、薬剤師による薬剤管理指導や管理栄養士による栄養食事指導・相談を充実する。

ウ 院内感染対策委員会を定期的を開催するとともに、全職員の院内感染に関わる知識の向上に努め、研修への積極的な参加や院内感染防止マニュアルの適宜見直しを通じて、院内感染の発生防止に取り組む。

エ 個人情報保護マニュアルを整備し、コンプライアンスに関する研修を定期的で開催して、職員の行動規範と倫理を徹底する。また、カルテなどの個人情報の保護及び情報公開に関しては、市の条例に基づき適切に対応する。

(2) 診療体制の強化・充実

新市民病院において、総合的な診療を行うべく、体制と業務の両面において強化を図る。

体制面では、医療従事者を増強するとともに、「総合診療内科」を新たに設置し、包括した医療の提供できる体制を構築する。また、日々の診療で行っているカンファレンスとは別に多職種横断的な症例研修会を積極的に実施し、医療の質の向上を図る。

業務面では、岡山ERと各診療科との連携による診療を行うとともに、NSTをはじめ多職種で構成されるチーム医療を積極的に行う。

【目標値】

項目	市民病院		せのお病院	
	平成24年度実績	平成29年度目標	平成24年度実績	平成29年度目標
院内における多職種での症例研修会実施回数	37回	43回	6回	6回

(3) 医療の標準化の推進

ア 総合情報システムを整備し、市民病院とせのお病院のカルテ（患者情報）を一元管理することで、両病院での重複管理や重複投資を防止し、経営の効率化はもとより、カルテ共有による医療の質や患者サービスの向上を促進する。

イ 科学的な根拠に基づく医療（EBM）を実践するため、クリニカルパス委員会を定期的で開催し、主要な傷病へクリニカルパスを適用することにより、大多数の患者に適用される医療の標準化を促進する。また、適用しているクリニカルパスについてバリエーション（予想されたプロセスと異なる経過や結果）分析を行い、医療の質の改善や向上に取り組む。

さらに、こうした取組みの成果を医療の質の指標（QI：クオリティインディケータ）という形で開示していく。

【目標値】

項目	平成24年度実績	平成29年度目標
クリニカルパス種類数	63	89

#### (4) 調査・研究の実施

他の医療機関との共同研究を含め、新しい治療法の開発等に貢献する臨床試験や治験を積極的に推進し、その成果をもとに学会発表や研究論文として発表する。

### 3 市民・患者サービスの向上

#### (1) 患者中心の医療の提供

- ア 全ての患者の権利と人格を尊重し、患者の視点に立った質の高い医療を提供するため、患者への十分な説明と同意のもとに医療を提供するインフォームドコンセントを徹底するとともに、セカンドオピニオンの相談に適切に対応する。また、患者との信頼関係構築のため、患者側と医療機関側の対話の橋渡しをする院内医療メディエーターの導入の準備を進めるなど、医療相談窓口機能を強化する。
- イ 患者満足度調査の実施や投書箱の設置などにより患者ニーズを速やかに把握し、改善に向けて取り組むことで医療の質の向上を図る。また、こうした患者満足度の分析結果や向上に向けた対策について公表することにより、透明性を確保し、患者との信頼関係を築く。
- ウ 医療を提供した結果、患者やその家族との紛争が生じた場合には、医療ADRなどの裁判外紛争解決システムを利用し、円滑かつ円満な解決に努める。

#### 【目標値】

項目	平成29年度目標
患者満足度調査結果(満足+やや満足)	80 %

※〔参考〕平成24年度患者アンケート実績(調査内容が異なる。)

外来 74.1 点、入院 78.9 点

#### (2) 職員の接遇向上

患者満足度調査における接遇項目の評価から問題点・課題を抽出し、職員の接遇向上のための研修会を計画的に開催することにより患者に対する接遇向上に努める。

#### (3) 市民や患者にわかりやすい情報発信

患者やその家族、市民に向けて、病院の役割・機能、診療実績、専門医の紹介等の診療情報、財務諸表等の経営情報、疾病予防や健康に関する情報等についてホームページや広報誌等を活用してわかりやすく発信する。

### 4 地域医療ネットワークの推進

#### (1) 地域医療連携の推進

急性期から回復期、慢性期、在宅まで切れ目のない医療を市民へ提供するため、岡山大学をはじめとした地域の各医療機関との適切な役割分担のもと、病院間、病院と診療所間の連携を促進するとともに、保健医療福祉関係機関との連携及び協力体制の充実を図る。

市民病院は、脳卒中、大腿骨頸部骨折など地域連携クリティカルパスの適用を推

進するとともに、医療ネットワーク岡山（晴れやかネット）への参加によるカルテ情報の共有などにより、地域医療機関との連携をより一層推進する。

【目標値】

項目	市民病院		せのお病院	
	平成24年度 実績	平成29年度 目標	平成24年度 実績	平成29年度 目標
紹介率	42.7 %	43.0 %	22.1 %	28.0 %
逆紹介率	62.4 %	63.0 %	-	34.0 %
地域連携クリティカルパス 適用件数	193 件	200 件		

※市民病院は、地域医療支援病院の要件を満たすものとする。

(2) 地域医療への支援

ア オープンカンファレンスを定期的を開催することにより、地域の医療機関を支援し、在宅医療の推進に向けた顔の見える関係の構築を推進する。また、市民病院は、地域医療支援病院として地域の医療機関に対する開放病床や検査機器等の共同利用を促進する。

イ 医師不足の深刻な地域の医療機関に対して医師を派遣するなど人的支援に努める。

【目標値】

項目	市民病院		せのお病院	
	平成24年度 実績	平成29年度 目標	平成24年度 実績	平成29年度 目標
地域医療機関等の参加する講演会開催数	14 回	29 回	3 回	4 回

5 教育及び人材育成

(1) 教育・人材育成の強化

岡山大学と共同し、市民病院を臨床研究の場として活用する寄付講座による救急専門医の育成、連携大学院での総合診療医の育成など地域医療を担う人材の安定的・継続的確保に貢献する。

また、教育研修センターを新たに設置し、専任担当者による院内外の教育・人材育成に関わる業務について一元管理のもと、臨床研修プログラムの改善及び充実を図るなど教育研修体制を整備する。

さらに、研修医や医学生に対して日常の診療カンファレンスとは別に研修会を実施するとともに、看護師や救命救急士等の実習生を積極的に受け入れる。

【目標値】

項目	平成24年度実績	平成29年度目標
大学の研修医・医学生の研修受入要請に対する応需率	100%	100%
研修医・医学生への研修会実施回数	—	12回

【関連指標】

項目	平成24年度実績
研修医・医学生の満足度調査	—

6 保健・医療・福祉連携への貢献

(1) 保健医療福祉行政への協力

新市民病院内に市が設置する保健・医療・福祉連携に係る総合相談窓口と密接に連携し、退院患者の在宅復帰に向けた支援や医療に係る専門的な相談に対して支援する。また、市が主催する保健医療福祉関係団体等との連携会議へ参加するなど市の保健医療福祉部門との連携を推進する。

(2) 疾病予防の取り組み

市民の健康を守るため、市民に対して健康支援講座を定期的を開催するとともに、健康支援に係る相談に応じるなど引き続き市民の疾病予防に向けて取り組む。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制の構築

(1) 業務運営体制の構築

独立した経営体にふさわしい法人組織を構築するとともに、理事長のリーダーシップのもと、院内委員会等の体制を整備し、情報と権限を一元管理することにより、迅速な意思決定と効率的な運営を行う。また、迅速な情報の伝達・共有を可能にするシステムを確立し、組織として経営企画機能を強化して、経営基盤を構築する。

(2) 多様な人材の確保

医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、多様で優秀な人材の確保に努める。

そのために、法人移行前の定数管理や職員募集の枠組みにとらわれない職員の採用を進め、法人が担うべき医療を提供するために必要な人員を安定的かつ継続的に確保する。

医療従事者については、大学等関係教育機関との連携や採用のための広報活動をこれまで以上に強化するとともに、臨床研修医及び後期研修医の育成に取り組む。

事務職員については、病院経営に関する知識・経験を有する人材を計画的に採用し、病院経営をより専門的かつ実践的に行える体制を整備する。

また、育児支援や職場復帰に関わる制度など職員が働きやすく復帰しやすい環境を整えるとともに、退職者の活用など多様な人材を活用できる体制を整備する。

### (3) 外部評価等の活用

公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価を継続受審し、評価結果に基づき、業務運営の改善に向けて取り組む。また、監事による監査や内部監査の実施により内部統制を強化する。

## 2 職員のやりがいと満足度の向上

### (1) 研修制度の充実及び資格取得への支援

教育研修センター管理のもと、専門性の向上に向けた研修制度の充実に加えて、職員の資格取得を奨励する制度を充実する。また、臨床研修指導医、専門医、認定医、認定看護師及び認定薬剤師などの資格取得を促進し、質の高い医療の提供体制を構築する。

#### 【目標値】

項目	平成24年度実績	平成29年度目標
臨床研修指導医数	24 人	40 人

#### 【関連指標】

項目	平成24年度実績
臨床研修指導医割合	41.4 %
専門医数	79 人
認定医数	56 人
認定看護師数	7 分野 8 人
認定薬剤師数	5 人

### (2) 適正な人事評価制度

職員の努力と成果が直接報われるような、昇任・昇格制度にとらわれない柔軟な人事評価制度やインセンティブ等の表彰制度を導入し、職員の仕事に対するモチベーション向上を図る。

### (3) 職場環境の整備

医療スタッフが診療業務に専念できる職場環境を整備する。具体的には、新市民病院に院内保育を整備して、職員が安心して子育てし、働き続けることができる環境を整える。また、ワークライフバランスを取りやすい多様な勤務形態を導入する。さらに、職員満足度調査により課題を明確にして、職員満足度の向上に向けた環境改善活動を定期的実施する。

#### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 1 持続可能な経営基盤の確立

運営費負担金は、公的に必要とされる医療を安定的に提供することによる不採算経費等として、救急医療、感染症医療、小児医療など毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。なお、建設改良費及び長期借入金の元利償還金に充当する運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

中期計画を踏まえて策定する年度計画では、各診療科・部門の行動計画にまで落とし込み、数値目標だけでなく、具体的な活動、職員の能力開発等プロセスや体制も重視しながら実行管理を行う。実行管理には、計画を策定し（Plan）、計画に沿って実践し（Do）、進捗を評価し（Check）、必要な改善を練る（Action）というPDCAサイクルを用い、常に改善を志向する経営体質を確立する。

##### 2 収入の確保及び費用の節減

各部門が収益目標を持ち、目標達成のための取組みの進捗状況を管理・評価する目標管理制度の導入、DPCによる診療情報の分析等経営管理手法の積極的な活用により、常に適正な収益を確保できる体制を構築する。また、病棟ごとの病床稼働率や平均在院日数の適正水準の維持を前提に、適正なコストでの運営に向け、節減・合理化を図るよう努める。

#### 【目標値】

項目	市民病院		せのお病院	
	平成24年度 実績	平成29年度 目標	平成24年度 実績	平成29年度 目標
病床稼働率	76.6 %	85.0 %	72.2 %	83.1 %
平均在院日数	15.5 日	14.0 日	17.9 日	19.7 日
経常収支比率	103.4 %	99.9 %	94.5 %	108.3 %
医業収支比率	95.3 %	91.5 %	82.1 %	88.2 %
給与費比率	58.9 %	54.0 %	75.0 %	70.6 %

※市民病院の経常収支比率及び医業収支比率は、新病院開院に伴い建物や器械などの減価償却費が増加することにより下落している。

#### 第5 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 1 新市民病院の整備

平成27年度の開院を目指して、確実に整備事業を推進する。また、本中期計画に記載されている内容の実現のために、医療スタッフの採用や業務運営体制の見直しなどについて、新市民病院の開院後に着実に実施できるよう、計画的に準備する。

##### 2 医療福祉戦略への貢献

新市民病院の隣接地に市が導入を検討している総合福祉の拠点が担う健康・医療・



福祉系機能や施設と協力しあうとともに、市が推進する医療福祉を核としたまちづくり（医療福祉戦略）へ貢献できるように努める。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成26年度から平成29年度まで）（単位：百万円）

区分	金額
収入	58,529
営業収益	43,300
医業収益	39,503
運営費負担金収益	3,797
その他営業収益	0
営業外収益	1,953
運営費負担金収益	1,611
その他営業外収益	342
臨時利益	0
資本収入	13,276
長期借入金	13,276
運営費負担金収入	0
その他資本収入	0
その他収入	0
支出	60,437
営業費用	41,693
医業費用	41,325
給与費	23,437
材料費	9,826
経費	7,974
研究研修費	88
一般管理費	368
営業外費用	1,418
臨時損失	0
資本支出	17,326
建設改良費	13,720
地方債償還金	3,606
その他資本支出	0
その他支出	0

（注） 期間中の診療報酬の改定、給与の改定及び物価の変動等は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中総額 23,805 百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当する。

2 収支計画（平成26年度から平成29年度まで）（単位：百万円）

区分	金額
収入の部	44,985
営業収益	43,059
医業収益	39,386
運営費負担金収益	1,613
資産見返運営費負担金戻入	1,470
資産見返受贈額戻入	590
その他営業収益	0
営業外収益	1,926
運営費負担金収益	1,611
その他営業外収益	315
臨時利益	0
支出の部	47,079
営業費用	45,621
医業費用	45,253
給与費	23,125
材料費	9,099
経費	8,939
減価償却費	4,010
研究研修費	80
一般管理費	368
営業外費用	1,418
臨時損失	40
純利益	△2,094
目的積立金取崩額	0
総利益	△2,094

(注) 期間中の診療報酬の改定、給与の改定及び物価の変動等は考慮していない。

3 資金計画（平成26年度から平成29年度まで）（単位：百万円）

区分		金額	
資金収入		64,824	
	業務活動による収入	45,253	
	診療業務による収入	39,503	
	運営費負担金による収入	5,408	
	その他業務活動による収入	342	
	投資活動による収入	0	
	運営費負担金による収入	0	
	その他投資活動による収入	0	
	財務活動による収入	13,276	
	長期借入による収入	13,276	
	その他財務活動による収入	0	
	岡山市からの繰越金	6,295	
	資金支出		64,824
		業務活動による支出	43,111
給与費支出		23,805	
材料費支出		9,826	
その他業務活動による支出		9,480	
投資活動による支出		13,720	
有形固定資産の取得による支出		13,720	
その他投資活動による支出		0	
財務活動による支出		3,606	
長期借入の返済による支出		1,861	
移行前地方債償還債務の償還による支出		1,745	
その他財務活動による支出		0	
次期中期目標の期間への繰越金		4,387	

第7 短期借入金の限度額

1 限度額 4,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

建設工事、医療機器等購入等による一時的な資金不足への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備や修繕、医療機器の購入、教育や人材育成の充実等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 料金

病院の料金については、次に定める額とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額と、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）との合計額
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）により措置された妊娠婦の入院助産に係る費用は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）第2条の規定による厚生労働大臣が定める交付基準により算定した額
- (3) (1)、(2)に定めるもののほか、別表に掲げる額
- (4) 上記以外のものについては、別に理事長が定める額

〔別表〕（新市民病院開院時まで）

種別		単位	金額	備考	
通算180日超長期入院患者 自費負担額		1日につき	入院基本料の 算定額に100 分の15を乗じ た額とし、消費 税は別途加算	(1)対象者は、通算180 日以上入院し、長期入院 による保険外併用療養費 の該当となる患者とする。 (2)入院の日及び退院の 日は、それぞれ1日として 算定する。	
初診(厚生労働大臣の定める選 定療養に規定する初診をいう。) に係る保険外併用療養費		1回につき	1,080円	岡山市立市民病院に限 る。	
室 料	岡山市立 市民病院	特別室	1日につき	7,560円	(1)入院の日及び退院の 日は、それぞれ1日として 算定する。 (2)消費税が非課税のも のについては、この金額に 108分の100を乗じた額と する。
		1人室	1日につき	3,024円	
		2人室	1人1日につき	1,512円	
	岡山市立 せのお病院	特別室	1日につき	6,480円	
		1人室	1日につき	3,024円	
		2人室	1人1日につき	1,512円	
セカンドオピニオン外来に係る 相談料		1回につき30分 まで	7,560円	岡山市立市民病院に限 る。	
		1回につき30分 を超え1時間ま で	10,800円		

文書料	診断書	出生証明書 死産証明書 死亡診断書 身体検査書 健康診断書 一般診断書 死体(胎)検案書	1通につき	1,620 円	(1) 同一文書を同時に 2 通以上交付するときは、1 通を増すごとに 1,080 円を加算する。 (2) 自賠責保険明細書については、1 か月をもって 1 通とする。 (3) 消費税が非課税のものについては、この金額に 108 分の 100 を乗じた額とする。
	特殊診断書	年金関係診断書 身体障害者用診断書	1通につき	3,240 円	
		生命保険死亡(障害)診断書 自賠責保険診断書	1通につき	4,320 円	
		裁判所用診断書 変死体(胎)検案書	1通につき	6,480 円	
	証明書	通院(入院)証明書 医療費領収証明書 妊娠証明書 自賠責保険明細書 その他簡単な証明書	1通につき	1,080 円	
駐車場使用料	岡山市立市民病院外来者用駐車場	25 分まで	無料	自動車 1 台当たりの使用料とする。  (1) 当日受診のために来院した者については、理事長が別に定めるところによりこれを減免することができる。 (2) 無料の 25 分が経過した後の駐車時間に 30 分未満の端数があるときは、その端数時間は 30 分とみなす。	
		その後 30 分ごとに	100 円		

## 2 料金の減免等

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金を減額し、若しくは免除し、又は料金の徴収を猶予することができる。

### 第 1 1 地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

#### 1 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	1,072	岡山市長期借入金等
新病院整備事業	12,204	岡山市長期借入金等

#### 2 人事に関する計画

- (1) 医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、組織及び職員配置の在り方を常に検証し、必要に応じて弾力的な見直しを行う。
- (2) 職員の意欲を引き出す人事制度を構築するとともに、教育・研修体制の充実等により、職員のモチベーションの維持・向上を図る。

(3) 新病院の円滑な開院にむけ職員の計画的な採用及び育成に取り組む。

3 中期目標の期間を超える債務負担 (単位：百万円)

区分	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	1,745	4,000	5,745
長期借入金	1,861	11,415	13,276

4 積立金の処分に関する計画  
なし

## 地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画

### (目次)

#### 前文

#### 第1 中期計画の期間

#### 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

- 1 市立病院として担うべき医療
- 2 医療の質の向上
- 3 患者の視点に立った医療の提供
- 4 地域の医療機関等との連携
- 5 市立病院間の連携の強化
- 6 保健医療福祉行政への協力

#### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

- 1 業務運営体制の確立
- 2 人材の確保、育成
- 3 弾力的な予算の執行、組織の見直し
- 4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり
- 5 外部評価等の活用

#### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとすべき措置

##### 経営の安定化の推進

#### 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとすべき措置

##### 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充

#### 第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算
- 2 収支計画
- 3 資金計画

#### 第7 短期借入金の限度額

- 1 限度額
- 2 想定される短期借入金の発生事由

#### 第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

#### 第9 第8に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

#### 第10 剰余金の使途

#### 第11 料金に関する事項

- 1 料金
- 2 契約等により業務を行う場合の料金
- 3 料金の減免

#### 第12 地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び整備に関する計画
- 2 人事に関する計画
- 3 中期目標の期間を超える債務負担
- 4 積立金の処分に関する計画

## 前文

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）は、市民の健康の維持・増進を図るため、地域の医療機関等との連携の下、引き続き市民に信頼され満足される質の高い医療を継続的かつ安定的に提供する必要があります。

このため、広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院及びリハビリテーション病院・自立訓練施設では、次のことを計画期間中の重点目標として、それぞれの特徴を生かした医療の提供に努めます。

### （広島市民病院）

広島市の医療施策上必要とされる医療の提供に関し中心的役割を担うとともに、地域の医療水準をリードする急性期病院として、高い医療水準の維持・向上を図ります。

### （安佐市民病院）

広島市北部だけでなく、広島二次保健医療圏の北部、備北地域、さらには、島根県の一部を支える北部地域の中核病院として、医療機能の充実・強化を図ります。また、耐震性の向上と老朽化・狭あい化の解消を図るため、建替えを推進します。

### （舟入市民病院）

小児救急医療の安定的な提供を図るとともに、第二種感染症指定医療機関として、感染症患者の受入体制を維持します。また、広島市民病院との連携強化等に取り組み、病院機能の向上を図ります。

### （リハビリテーション病院・自立訓練施設）

高度で専門的な回復期リハビリテーション医療を提供するとともに、自立のための訓練と合わせ一貫したリハビリテーションサービスを提供します。また、広島市身体障害者更生相談所と連携して、地域リハビリテーションの推進を図ります。

こうした重点目標を達成し市民により良質な医療を提供するため、必要な人材の確保、育成に努め、職員が意欲的に働くことができる、働きやすい職場環境への改善を図るとともに、安定した経営の維持に努めます。

市立病院機構は、地方独立行政法人に移行しても、各病院は自治体病院として、広島市の医療に関して重い責任を担い続けなければならないことを十分認識し、法人制度の特長を最大限に生かし、求められる医療の継続的かつ安定的な提供に取り組みます。

## 第1 中期計画の期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とします。

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 市立病院として担うべき医療

それぞれの病院の特徴を生かし、他の医療機関との役割分担、連携を図りながら、市民生活に不可欠な医療や高度で先進的な医療を安定的に提供します。

#### (1) 広島市民病院

総合的で高水準な診療機能を有する広島市の中核病院として、引き続き、救急医療など市民生活に不可欠な医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの治療を中心とした高度で先進的な医療を積極的に提供します。



#### ア 救急医療の提供

- ・初期レベルの一次救急医療から、救命救急センターを備え一刻を争う重篤患者に対する三次救急医療までを24時間365日体制で提供します。
- ・受入困難事案の救急患者を一旦受け入れ初期診療を行った上で、必要に応じて支援医療機関への転院を行う役割を担う救急医療コントロール機能病院として、本格的な運営に取り組みます。
- ・医師会が運営する夜間急病センターとの連携、協力の下、一次救急医療の提供体制の適切な運営に努めます。
- ・医師、看護師の増員等により、救急患者の受入体制を強化します。

#### イ がん診療機能の充実

- ・地域がん診療連携拠点病院として、豊富な治療実績や高度な医療機器を生かし、手術や化学療法、放射線治療を適切に組み合わせた治療を行います。
- ・がんに関する様々な情報を病院内の医療情報サロンやホームページ等で提供するとともに、患者やその家族が定期的に情報交換・交流できる場を提供します。
- ・平成27年度開設予定の「高精度放射線治療センター（仮称）」へ医療スタッフを派遣するとともに、当該センターと連携して質の高い医療を提供します。

#### ウ 周産期医療の提供

総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊産婦や極低出生体重児に対する医療等、母体、胎児及び新生児に対する総合的で高度な周産期医療を提供します。

#### エ 災害医療の提供

- ・災害拠点病院として、地震や台風等の自然災害、大規模火災等の都市災害に備え、自家発電設備等のライフライン機能の維持、医薬品の備蓄等を行い、災害時に、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を確保します。
- ・災害その他の緊急時には、広島市地域防災計画等に基づき、広島市長からの求めに応じて適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行います。
- ・DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣要請に基づき、被災地へ医師等を派遣し、被災地の医療活動を支援します。

#### オ 低侵襲手術等の拡充

内視鏡手術をはじめとした患者の身体的負担が少ない低侵襲手術等を拡充します。特に、内視鏡下手術用ロボット「ダヴィンチ」を活用した手術の対象領域の拡大を図ります。

#### カ 専門外来の実施

各分野の専門医師や認定看護師等による緩和ケア外来、女性外来など医療ニーズに対応した専門外来を引き続き実施します。

#### キ 手術室の整備

- ・患者の身体的負担が少なく、より効果的、効率的な手術を行うため、カテーテル治療とバイパス手術などの外科手術を同時に行うことのできるハイブリッド手術室を整備します。
- ・手術件数の増加に対応するため、手術室等の増設を行います。

#### ク CEセンターの設置

臨床工学技士（CE）の増員とセンターの設置により、高度で専門的な医療機器の管理の集約化を図るとともに、各部門で医療機器の操作を行う臨床工学技士間の連携を強化します。

#### ケ 病棟薬剤業務の充実

入院患者への服薬指導、副作用等の管理を行う専任の薬剤師を病棟に配置し、医療安全の

推進及び薬物療法の質の向上，医師及び看護師の負担軽減を図ります。

#### コ 看護体制の充実

病棟夜勤看護師の増員等により，病棟看護体制の充実を図ります。

#### サ 医療機器の計画的な整備・更新

今後の疾病動向や新たな医療機器の機能，医療機器の耐用年数などを考慮して，計画的な医療機器の整備・更新を行います。

#### シ 中央棟設備の老朽化等への対応

救命救急センター，ICU（集中治療室），中央手術室等の病院の中核機能が集中する中央棟は，築後20年を経過し，建物設備の老朽化，陳腐化が進行していることから，その対応について検討します。

### (2) 安佐市民病院

広島市の北部だけでなく市域，県域を越えた北部地域の総合的で高水準な診療機能を有する中核病院として，引き続き，救急医療など市民生活に不可欠な医療や，がん，脳卒中，急性心筋梗塞などの治療を中心とした高度で先進的な医療を積極的に提供します。

#### ア 救急医療の提供

- ・ 北部地域の救急医療体制の実態を踏まえ，引き続き実質的な三次救急医療を提供します。
- ・ 医師，看護師の増員等により，救急患者の受入体制を強化します。また，トリアージ機能を充実させ，迅速，適切な救急処置を行います。
- ・ 土日祝日の小児救急患者の受入体制や脳卒中による重篤な救急患者への対応の強化を図ります。
- ・ 医師会が運営する夜間急病センターとの連携，協力の下，一次救急医療の提供体制の適切な運営に努めます。

#### イ がん診療機能の充実

- ・ 地域がん診療連携拠点病院として，豊富な治療実績や高度な医療機器を生かし，手術や化学療法，放射線治療を適切に組み合わせた治療を行います。
- ・ PET-CT（陽電子断層撮影・コンピュータ断層撮影複合装置）を活用し，がんの早期発見，転移や再発について精度の高い診断を行います。
- ・ がんに関する様々な情報を病院内の医療患者サロン「すずらん」やホームページ等で提供するとともに，患者からの電話相談窓口を開設するなど，がん患者に対する相談支援体制を充実します。

#### ウ 災害医療の提供

- ・ 災害拠点病院として，地震や台風等の自然災害，大規模火災等の都市災害に備え，自家発電設備等のライフライン機能の維持，医薬品の備蓄等を行い，災害時に，迅速かつ適切な医療提供ができる体制を確保します。
- ・ 災害その他の緊急時には，広島市地域防災計画等に基づき，広島市長からの求めに応じて適切に対応するとともに，自らの判断で医療救護活動を行います。
- ・ DMATの派遣要請に基づき，被災地へ医師等を派遣し，被災地の医療活動を支援します。

#### エ へき地医療の支援

- ・ 北部地域の医療状況等に応じて，引き続き医師の派遣に取り組みます。
- ・ 北部地域の医療従事者に対する研修の場を提供し，知識の習得や技術の向上を支援するとともに，交流の場を提供します。

#### オ 低侵襲手術等の拡充

- ・内視鏡手術をはじめとした、患者の身体的負担が少ない低侵襲手術等を拡充します。
- ・患者の身体的負担の少ない日帰り手術を推進します。

#### カ リハビリテーションの充実

- ・脳卒中などの発症初期から実施する急性期リハビリテーションの充実を図ります。
- ・在宅の心不全患者に対する効果的な心臓リハビリテーションや、発達障害等の小児言語療法、失語症及び構音障害の治療を行う言語療法リハビリテーションを引き続き実施します。

#### キ 専門外来の実施

各分野の専門医師や認定看護師等によるストーマ外来（人工肛門や人工膀胱を装着している患者へのケア）、助産外来、もの忘れ外来など医療ニーズに対応した専門外来を引き続き実施し、皮膚・排泄ケア、緩和ケア、がん化学療法等の専門外来の実施を検討します。

#### ク 病棟薬剤業務の充実

入院患者への服薬指導、副作用等の管理を行う専任の薬剤師を病棟に配置し、医療安全の推進及び薬物療法の質の向上、医師及び看護師の負担軽減を図ります。

#### ケ 看護体制の充実

病棟夜勤看護師の増員等により、病棟看護体制の充実を図ります。

#### コ 医療機器の計画的な整備・更新

病院の建替えスケジュールを十分考慮し、計画的な医療機器の整備・更新を行います。

### (3) 舟入市民病院

小児救急医療拠点病院として、小児救急医療の安定的な提供に取り組むとともに、第二種感染症指定医療機関として、感染症患者の受入体制を維持します。また、指定病床数を上回っている感染症病床数を見直し、感染症病棟の機能強化等を図るとともに、広島市民病院や地域の医療機関との連携を強化し、病院機能の向上に取り組みます。

#### ア 小児救急医療の提供

- ・小児科の24時間365日救急診療を安定的に提供するため、引き続き、医師会、広島大学等の協力を得るとともに、市立病院間の応援体制の強化に取り組みます。また、重篤な小児救急患者の円滑な搬送を行うため、三次救急医療機関との連携強化を図ります。
- ・トリアージナースの増員や医療コンシェルジェの配置等により、診療体制の強化に取り組めます。

#### イ 小児専門医療の提供

小児心療科において、精神療法等の個人療法やグループで治療を行う集団療法により、不登校や摂食障害、神経症等に対する診療を行うとともに、小児皮膚科において、小児科のアレルギー外来と連携し、アトピー疾患専門医による診療を行います。

#### ウ 感染症医療の提供

- ・第二種感染症指定医療機関として、重症急性呼吸器症候群（SARS）や新型インフルエンザ等の感染症患者への対応が迅速に行えるよう、平常時から医療体制を維持するとともに、感染症発生時の市立病院をはじめとする市内の関連病院との応援体制の確立を図ります。
- ・感染症専門資格の取得など教育研修への参加を促進し、職員の専門性の向上を図ります。
- ・感染症法の改正による担当疾病の変更及び受入患者数の大幅な減少を踏まえ、指定病床数（16床）を上回っている感染症病床数（50床）を見直し、医療スタッフがより機能的・

効率的に病棟業務に従事できるよう感染症病棟の機能強化のための整備を行うとともに、病院全体の機能向上のために活用します。

**エ 病院機能の有効活用**

広島市民病院をはじめとした地域の医療機関との連携強化に取り組み、病床や手術室の利用促進を図ります。

**【目標値】**

区 分	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標値
病床利用率 (%)	72.9	80.0
手術件数 (件)	599	700

※病床利用率は、小児科病床を除く内科、外科の病床利用率

**オ 病院の特徴として標榜できる診療の実施検討**

今後、病院の特徴として標榜できる診療の実施について検討します。

**カ 診療体制の充実**

病棟夜勤体制の充実や薬剤業務の強化などにより、診療体制の充実を図ります。

**キ 医療安全機能の強化**

医療安全管理者（医療事故防止等の計画・管理・実行責任者）となる専任の看護師の配置等により、医療安全対策、院内感染対策等の充実を図ります。

**(4) リハビリテーション病院・自立訓練施設**

脳血管障害や脊髄損傷などによる中途障害者の社会復帰や社会参加を促進するため、高度で専門的な医療と自立のための訓練や相談など生活の再構築のための一貫したリハビリテーションサービスを提供します。また、広島市身体障害者更生相談所と連携して、地域リハビリテーションの推進を図ります。

**ア 総合的なリハビリテーションサービスの提供**

広島市身体障害者更生相談所、リハビリテーション病院及び自立訓練施設の運営責任者で構成する常設の運営調整会議を設置し、連携の維持を図り、これまでどおり3施設が連携した総合的なリハビリテーションサービスを提供します。

**イ 回復期リハビリテーション医療の充実**

- ・365日、切れ目なくリハビリテーション医療が提供できる体制を整備し、より効果的な回復期リハビリテーション医療を提供します。
- ・広島市民病院、安佐市民病院との患者情報のスムーズな伝達、共有化等による連携の強化を図り、急性期の疾病治療・リハビリテーションから回復期のリハビリテーションまでを連続的・一体的に提供します。

**【目標値】**

区 分	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標値
患者1人当たりリハビリテーション実施単位数（単位/日）	6.6	8.0
在宅復帰率 (%)	81.3	82.0

- ・退院後の患者を中心に継続的なリハビリテーション医療を提供するため、言語外来の充実を図ります。

#### ウ 看護体制の充実

看護師の増員により、重症患者の受入体制の強化を図ります。

#### エ 自立訓練施設の利用促進

- ・リハビリテーション病院との連携を強化し、連続性のある訓練の実施と訓練内容の充実を図ります。
- ・福祉事務所等との連携を強化し、地域からの施設利用の拡大を図ります。

#### 【目標値】

区分	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標値
月平均利用者数 (人)	48.8	52.0

#### オ 相談機能の強化と地域リハビリテーションの推進

- ・利用者の状況に応じた退院・退所後の生活支援ができるよう、地域の医療・保健・福祉機関と連携した相談体制を整備し、相談機能を強化します。
- ・広島市身体障害者更生相談所と連携して、地域リハビリテーションの推進を図ります。

#### カ リハビリテーション医療従事者の市立病院間の交流の促進

リハビリテーション病院と他の市立病院間で、リハビリテーション医療に従事する医師や療法士等の人事交流を進め、市立病院におけるリハビリテーション医療の質の向上と安定的な提供を図ります。

#### キ 災害時の市立病院間のバックアップ機能の強化

西風新都に立地し、高速道路インターチェンジに近接するというリハビリテーション病院の地理的条件を生かし、デルタ市街地が被災した場合に備え、他の市立病院の診療情報の保管や医薬品等の備蓄などバックアップ機能の強化を図るとともに、DMATの受入拠点、広域搬送拠点としての活用について検討します。

## 2 医療の質の向上

### (1) 医療需要の変化、医療の高度化への対応

医療需要の変化、医療の高度化に的確に対応した医療が提供できるよう、医療スタッフの知識の習得や技術の向上、診療科の再編、医療機器の整備・更新等を進めます。

#### ア 医療スタッフの知識の習得や技術の向上

先進事例の調査や院内研修の充実、各種学会・研修会への参加促進等により、医療スタッフの知識の習得や技術の向上を図ります。

#### イ 資格取得の促進

専門資格を取得しやすい環境を整備し、認定看護師等の拡大に取り組みます。

#### ウ 診療体制の充実

今後の疾病動向や患者ニーズの変化、医療の高度化に対応し、適時に診療科の再編を行うなど診療体制の充実を図ります。

#### エ 医療水準の維持向上につながる医療機器の整備・更新

医療需要の変化や医療の高度化に対応し、各病院の医療水準の維持、向上につながる医療機器の計画的な整備・更新を行います。

### (2) 医療の標準化の推進

クリニカルパス（疾病別に退院までの治療内容を標準化した計画書）の活用を拡大するとともに、既存のクリニカルパスを適時に見直し、良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供しま

す。

【目標値】クリニカルパス適用率

(単位：%)

区 分	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標値
広島市民病院	50.9	55.0
安佐市民病院	50.6	55.0
舟入市民病院	44.9	50.0
リハビリテーション病院	—	50.0

※適用率は、新入院患者のうちクリニカルパスを適用した患者の割合

(3) チーム医療の推進

個々の患者の病状や、緩和ケア、褥瘡対策、呼吸ケア、栄養サポート等の課題に対応するため、医療スタッフが診療科や職種を越えて連携し、専門的、総合的な医療を提供するチーム医療を推進します。

(4) 医療の安全確保の徹底

市民に信頼される安全な医療を提供するため、適切な予防策を講じます。

ア 医療安全管理体制の強化

医療安全管理者や各部門のリスク責任者などで構成する医療安全管理委員会が中心となり、医療事故につながりかねないヒヤリ・ハット事例などの関連情報の収集・分析、医療事故の発生防止や発生時の対応等のマニュアル作成、院内研修などを行い、医療の安全確保に取り組めます。

イ 院内感染の防止

感染管理認定看護師などで構成する感染対策委員会が中心となり、感染症に関する情報収集、院内の調査・監視、職員への院内感染予防指導、意識啓発を実施し、院内感染対策に取り組めます。

ウ 迷惑患者対策の実施

一部の患者等による病院職員に対する暴言や暴力は、直接的な被害だけでなく、業務の妨げや他の患者等の迷惑となることから、専門職員を配置し、迷惑患者対策に取り組めます。

(5) 医療に関する調査・研究の実施

職員の自主的な研究活動を支援するとともに、研究成果の情報発信に努めます。また、治験等の推進に取り組めます。

ア 職員の自主的な研究活動の支援と研究成果の発信

職員が意欲的に自主的な研究活動に取り組める環境整備を行うとともに、研究成果を積極的に発表する場を設け、情報発信に努めます。

イ 治験等臨床研究の推進

医薬品等の治療効果や安全性を高めるために行われる治験等の臨床研究に、積極的に取り組みます。実施に当たっては、患者の意見を尊重するとともに、治験審査委員会等による事前・事後の管理監督を徹底し、安全性や手続の公正性を確保します。

3 患者の視点に立った医療の提供

(1) 病院情報の提供

・市立病院機構のホームページを新たに設けるとともに、各病院のホームページの充実を図るなど、多様な媒体を活用し、分かりやすい情報発信に努めます。

- ・各診療科の特色や治療実績など患者等が病院を選択する上で必要な情報や、病院の現状や地域の医療機関との役割分担について市民の理解を促すための情報を、積極的に提供します。
- ・病院経営の透明性を高めるため、病院の運営、財務に関する計画や実績等について、市民に分かりやすい形で公表します。特に、この計画期間中は、地方独立行政法人化の目的や効果について、積極的に広報します。
- ・情報の内容等に応じ、広島市の広報媒体や医師会等の関係団体、マスコミ等を通じた広報にも取り組みます。

## (2) 法令・行動規範の遵守

### ア 行動規範の確立と徹底

医療法をはじめとする関係法令及び行動規範の遵守について、研修等により職員に徹底し、適正な病院運営に取り組みます。

### イ 適正な個人情報の保護と情報の公表・開示

広島市個人情報保護条例及び広島市情報公開条例の実施機関として、個人情報を適正に取り扱うとともに、患者等への情報開示を適正に行います。

### ウ 病院内規程等の点検・見直し

各病院の実態に応じて運用している病院内の規程やマニュアル等について、常に点検し、見直しを行います。

## (3) 患者等への適切な医療情報の提供、説明

### ア インフォームド・コンセントの徹底

インフォームド・コンセント（患者自身が医療内容を理解・納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者に十分な説明を行った上で同意を得ること。）を徹底し、患者の権利を尊重し、信頼と満足を得られる医療を提供します。

### イ セカンドオピニオンの実施

セカンドオピニオン（診断や治療方針について主治医以外の医師から意見を聴くこと。）を実施するとともに、市立病院の患者が、他の医療機関でのセカンドオピニオンを希望する場合には、適切に支援します。

## (4) 相談機能の強化

専門職員の増員等により、医療支援センター等の相談支援体制を強化し、疾病や治療に関する相談をはじめ、医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など、患者やその家族が抱える様々な相談に積極的に対応します。

## (5) 患者サービスの向上

### ア 接遇・対応研修の充実

接遇研修等を充実し、常に患者やその家族の立場に立ち、誠意を持った対応に取り組みます。

### イ 患者・家族ニーズの把握と病院運営への反映

- ・定期的なアンケート調査などにより、患者やその家族のニーズの把握に努め、病院運営の見直しに取り組みます。
- ・外来の診察・検査・会計の待ち時間の短縮に向けた改善方策の検討を行い、可能な取組から実施します。
- ・病院給食について、個々の入院患者の病状や体質に配慮しながらも、おいしい給食となるよう、改善に取り組みます。

【目標値】患者満足度

(単位：%)

区分	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標値
広島市民病院	88.5	90.0
安佐市民病院	80.0	90.0
舟入市民病院	80.2	90.0
リハビリテーション病院	94.8	95.0

※病院の対応に「満足」と回答した利用者の割合

ウ 入院手続の集約化

入院手続や術前検査予約等が一箇所でスムーズに行うことができる入院センターの開設など、入院患者の利便性の向上を図ります。

エ 療養環境の改善

- ・患者等病院利用者がより快適に過ごせるよう、病室、待合スペース、売店、食堂、喫茶の改善など療養環境の改善に努めます。
- ・ボランティアの協力も得ながら、院内の案内、車椅子の介助など、患者サービスの向上に取り組みます。また、デジタルサイネージ等 I C T を活用し、分かりやすい案内表示に努めます。

4 地域の医療機関等との連携

職員の増員等により、地域の医療機関等との連携を推進する医療支援センター等の体制を強化します。

(1) 地域の医療機関との役割分担と連携

ア 病院の役割分担に基づく紹介、逆紹介の促進等

地域の医療機関や医師会との連携を強化し、地域の医療機関との適切な役割分担の下、紹介患者の受入れ、患者の紹介を積極的に行い、より多くの患者に必要とされる医療を提供する体制の維持に努めます。

【目標値】患者紹介率（地域の医療機関から市立病院への紹介） (単位：%)

区分	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標値
広島市民病院	62.7	65.0
安佐市民病院	66.8	70.0
舟入市民病院	21.3	28.0

※紹介率 = (紹介患者の数 + 救急患者の数) / 初診患者の数 × 100

【目標値】患者逆紹介率（市立病院から地域の医療機関への紹介） (単位：%)

区分	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標値
広島市民病院	79.1	90.0
安佐市民病院	102.4	100.0
舟入市民病院	19.2	23.0

※逆紹介率 = 逆紹介患者の数 / 初診患者の数 × 100

※当該年度の逆紹介患者の数には、当該年度以前からの診療期間の長い患者も含まれるため、当該年度の初診患者の数を上回り、逆紹介率が 100% を超える場合がある。

イ 地域連携クリニカルパスの運用拡大

一貫性のある医療を提供し、治療効果の一層の向上を図るため、地域連携クリニカルパス（治療を行う複数の医療機関が治療方針を共有するための診療計画書）の作成・運用の拡大に取り組みます。



## (2) 地域の医療機関への支援

### ア 高度医療機器の共同利用、開放型病床の利用の促進

市立病院が保有する高度医療機器の共同利用や開放型病床の利用を促進し、地域の医療水準の向上を図ります。

### イ オープンカンファレンス等の実施

地域の医療従事者を対象としたオープンカンファレンス等各種研修会等を開催し、市立病院における症例や医療技術等の医療情報を提供することなどにより、地域の医療人材の育成を図るとともに、「顔の見える連携関係」を構築します。

## (3) 保健機関、福祉機関との連携

### ア 保健機関との連携

高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化に対応するため、保健所等と連携し、生活習慣病の予防や再発防止等に積極的に取り組みます。

### イ 福祉機関との連携

福祉事務所や地域包括支援センター、介護サービス事業所等との連携を強化し、患者の退院後の療養や介護などを支援します。

## 5 市立病院間の連携の強化

### (1) 一つの病院群としての病院運営の推進

- ・市立病院が相互に連携し、各病院の医療機能を補完し合い、一つの病院群として、広島市の医療施策上必要な医療を提供するとともに、各病院の役割の見直しや連携強化などを進め、効率的、効果的な病院運営を行います。
- ・市立病院の一体感を促進するため、病院間の人事交流を進めます。
- ・同じ職種同士又は職種を越えて、各病院の職員が協議、交流する場づくりを進め、病院間の連携を推進します。
- ・広島市が指定管理者制度により運営している安芸市民病院との連携を図り、患者の受入れや紹介を積極的に行います。

### (2) 病院総合情報システムの更新等

広島市民病院及び安佐市民病院で運用している病院総合情報システム（電子カルテシステムを中心とした医療情報を電子化して総合的に活用するシステム）の更新と舟入市民病院への導入等により、4病院間の診療情報の円滑な伝達や共有化を推進します。

### (3) 地域の医療機関との診療情報の共有化の検討

ひろしま医療情報ネットワーク（診療情報などの医療情報を複数の医療機関で共有するシステム）の利用状況等も踏まえ、地域の医療機関との診療情報の共有化等について検討します。

## 6 保健医療福祉行政への協力

### (1) 広島市が実施する保健医療福祉施策への協力

これまでどおり、広島市の保健医療福祉を担当する部局との連携を維持し、広島市が実施する保健や医療、福祉施策に積極的に協力します。

### (2) 災害等の緊急事態への対応

- ・災害その他の緊急時には、広島市地域防災計画等に基づき、市長からの求めに応じて適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行います。
- ・食中毒や感染症をはじめとする健康危機事案への対応についても、広島市の保健医療担当部局、消防局等との連携と情報共有を図り、市立病院として求められる医療の提供等を行います。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 業務運営体制の確立

中期目標、中期計画に掲げる目標、取組の達成を目指し、市立病院機構の運営を自律的、機動的に行うため、次のことに取り組みます。

##### (1) 理事会を中心とした組織体制の整備、病院長の権限強化等

市立病院機構が自律的、機動的な病院運営を行うため、理事会を中心とした組織体制を整備します。また、病院長のリーダーシップの下で、各病院の実情を踏まえた自主的な病院運営が迅速かつ的確に行えるよう、病院長の権限強化や、説明責任の徹底などの責任の明確化を図ります。

##### (2) 本部事務局体制の整備

市立病院の病院機能の向上、経営改善に係る課題分析や対応策の企画立案が、迅速かつ的確に行える本部事務局体制の整備を行います。

##### (3) 病院事務室の機能強化

職員の増員や組織の再編、病院経営や医療事務に係る専門知識を有する職員の確保など、各病院の運営を支える病院事務室の機能強化を図ります。

##### (4) 業務改善に取り組む風土づくり

経営状況や業務運営上の課題等について、常に問題意識を持ち、その改善に取り組もうとする組織風土を醸成するとともに、業務運営の改善や効率化について提案しやすい仕組みを検討します。

#### 2 人材の確保、育成

##### (1) 病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応した人材の確保

収支への影響も踏まえながら、積極的に組織や人員体制の見直しを行い、病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応した人材の確保に取り組みます。

##### ア 診療体制の拡充

業務の量や質に応じた適切な人員配置を行い、診療・看護体制の充実や医療スタッフの負担軽減を図ります。

##### イ 医療支援センター等の体制強化

地域の医療機関等との連携強化、患者・家族に対する相談支援機能の強化のため、専門職員の増員等により医療支援センター等の体制を強化します。

##### ウ 多様な採用方法と雇用形態の導入

- ・新規採用に加え、経験者採用の拡大、退職者の再任用・再雇用の活用などにより、迅速、柔軟な人材確保を進めます。
- ・多様な勤務時間、勤務シフトを導入し、より幅広く必要な人材の確保に取り組みます。

##### エ 医師確保の推進

臨床研修プログラムの充実や指導体制の整備等に取り組み、臨床研修医や後期研修医の受入拡大、定着を図ります。

##### オ 看護師確保の推進

広島市立看護専門学校や他の看護師養成機関等との連携強化を図り、優れた看護師の確保に取り組みます。

**カ 看護師等の安定的な職場定着の推進**

看護師等の職場への定着を図るため、意欲的に働くことができる働きやすい職場環境づくりや指導体制の充実に取り組みます。

**キ 病院間の人事交流の推進**

各病院が必要とする人材を市立病院全体で確保・育成するため、病院間の人事交流を推進します。

**(2) 事務職員の専門性の向上**

**ア 病院経営に関する知識・経験を有する人材の民間等からの採用**

事務長をはじめとする事務職員について、病院経営や医療事務等に精通した人材の民間等からの採用について検討します。

**イ 法人職員の計画的な採用と育成**

- ・ 広島市からの派遣職員を法人が採用する職員に段階的に切り替え、病院経営、医療事務に係る専門知識を有する職員の確保を図ります。
- ・ 病院事務に関する専門研修への参加、各市立病院の事務職員同士の研修や情報交換を通じて事務職員の専門性の向上を図ります。

**ウ 経営コンサルタント等の活用**

効果的な経営戦略を企画立案するため、必要に応じて医療経営コンサルタント等の活用を検討します。

**(3) 研修の充実**

**ア 多様な研修機会の提供と参加しやすい環境づくり**

院内研修の充実、各種学会・研修会への参加の促進、新たな派遣研修の創設など、多様な研修機会の提供と参加しやすい環境づくりに取り組みます。

**イ 資格研修参加の促進**

専門資格取得のための教育研修への参加を支援します。

**ウ 新規採用看護師等に対する指導・研修の充実**

- ・ 教育担当看護師を配置し、新規採用の看護師への指導や研修の充実を図ります。
- ・ 広島市立看護専門学校や他の関係教育機関等からの看護実習生等の受入れを拡大するため、教育研修機能の充実を図ります。

**3 弾力的な予算の執行、組織の見直し**

地方独立行政法人制度の利点を十分に生かし、弾力的な予算執行、多様な契約手法の導入を進めるとともに、医療需要等の変化に即して、迅速・柔軟に組織や人員配置を見直します。

**(1) 弾力的な予算執行**

- ・ 機動力のある予算措置や病院実態に即した弾力的な予算執行を行い、効率的かつ効果的な業務運営を行います。
- ・ 各病院長への適切な権限配分に基づき、病院長のリーダーシップの下で迅速かつ的確な予算執行を行います。

**(2) 契約手法及び契約に係る執行体制の見直し**

- ・ 長期・複合契約の対象範囲の拡大や価格交渉落札方式などの多様な契約手法を導入し、競争性の向上及び費用の縮減を図ります。
- ・ 公正性・透明性を損ねない範囲で、物品調達等に係る随意契約の適用範囲を拡大し、契約

事務の機動性の向上及び効率化を図ります。

- ・本部事務局に契約事務を統括する部署を設置し、契約事務の適正化及び効率化を図ります。

(3) 施設整備に係る執行体制の見直し

本部事務局に建設工事等の発注を担当する部署を設置するとともに、積算、監督及び検査業務の一部を民間委託することにより、各病院の施設整備を迅速、適切に行うための体制を整備します。

(4) 病院の維持管理体制の見直し

委託業者を含めた病院の維持管理関係者の連絡会議を設置するなど、病院内の各種業務間の連携の強化を図り、維持管理がより効果的、効率的に行えるよう病院の維持管理体制の見直しに取り組みます。

4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり

(1) 病院の実態に即した人事・給与制度の構築

職員の給与制度は、広島市に準じたものとします。また、病院職員が意欲的に働くことができるよう、法人の経営状況を踏まえつつ、勤務実態に応じた手当の新設など、職員の勤務実態や貢献度が適正に評価される人事・給与制度を構築します。

(2) 適切な役割分担と業務の負担軽減

医療クラークや看護補助者等、医療スタッフが行う業務を補助する職員を増員し、医療スタッフの負担軽減を図るとともに、迷惑患者等に対応する専門職員を配置するなど、業務に専念できる職場環境の整備に取り組みます。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

ア 子育てと仕事との両立の支援

育児短時間勤務制度の維持や院内保育の充実など、職員の子育てと仕事との両立を支援します。

イ 時間外勤務の削減

時間外勤務、休日勤務の削減等に取り組み、職員の健康保持や子育てを支援します。

ウ メンタルヘルス対策の実施

職員の心の健康対策として、過重労働による健康障害の防止のための教育・研修の実施、相談体制の整備、職場復帰支援等を推進します。

5 外部評価等の活用

会計監査人による監査等

会計監査人による監査、評価委員会による評価等の結果を踏まえ、速やかに対応を検討し、必要な業務運営の改善に取り組みます。また、病院運営の透明性を高めるため、その結果や対応について、ホームページ等を活用して積極的に公開します。

#### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 経営の安定化の推進

##### (1) 中期目標期間中の経常収支の黒字の維持

公共性の高い医療を提供するために必要な広島市からの運営費負担金の交付の下、中期目標期間中の経常収支の黒字を維持します。

##### 【目標値】

(単位：%)

区 分	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標値
経常収支比率	102.5	100.6

※経常収支比率＝(経常収益／経常費用)×100

##### (2) 診療科別・部門別の収支状況の把握と迅速な対応

各病院の診療科別、部門別の収支状況を、常時把握、分析し、迅速に対応策を検討、実施します。

##### (3) 経費の削減

- ・長期契約など多様な契約手法の導入により競争性を高め、調達コストの削減を図ります。
- ・各病院で使用する医薬品や診療材料の品目の共通化を進め、共同購入の拡大等に取り組みます。
- ・診療経費の節減や患者負担の軽減の観点から、後発医薬品の採用拡大に取り組みます。

##### 【目標値】後発医薬品採用品目比率

(単位：%)

区 分	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標値
広島市民病院	7.1	14.0
安佐市民病院	10.0	16.0
舟入市民病院	11.9	17.0
リハビリテーション病院	20.6	22.0

※採用品目比率＝(後発医薬品目数／医薬品目数総数)×100

- ・医療の質の向上、医療安全の確保、患者サービスの向上などに十分に配慮した上で、職員の適正配置、時間外勤務の削減などを行い、適正な人件費の維持に努めます。

##### 【目標値】

(単位：%)

区 分	平成 26 年度予算	平成 29 年度目標値
給与費対医業収益比率	54.9	54.1

※給与費対医業収益比率＝(給与費／医業収益)×100

※給与費は、退職手当を除く。

※第1期中期目標期間の給与費対医業収益比率は、法人化による運営体制強化のため、職員の増員等に積極的に取り組むことから、平成26年度予算の比率と比較することとした。

##### (4) 収入の確保

- ・今後の疾病動向や診療報酬改定の情報収集、分析を行い、それらに迅速かつ的確に対応した病院経営を行います。
- ・地域の医療機関との役割分担と連携の下、適正な在院日数や病床の管理を行い、診療報酬収入の確保に努めます。

【目標値】病床利用率

(単位：%)

区 分	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標値
広島市民病院 (一般病床)	96.4	96.4
安佐市民病院	87.7	88.6
舟入市民病院 (内科, 外科)	72.9	80.0
リハビリテーション病院	92.0	96.0

※病床利用率＝(入院延べ患者数/診療日数)÷病床数

※入院延べ患者数は退院日を含む。

※舟入市民病院の病床利用率は、小児科病床を除く内科、外科の病床利用率

- ・診療報酬制度に基づく適正な診療，事務処理を徹底し，請求漏れの解消，査定減（診療報酬を支払基金等に請求した際の減額）の縮減を図ります。
- ・収入の確保及び公平性の観点から，医療費個人負担分に係る未収金の発生防止に取り組むとともに，回収困難な事案については弁護士法人への回収委託等を行うなど，発生した未収金の早期回収に取り組めます。

【目標値】医療費個人負担分の収納率

(単位：%)

区 分	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標値
広島市民病院	94.4	95.0
安佐市民病院	93.3	94.0
舟入市民病院	91.1	92.0
リハビリテーション病院	99.0	99.0

※現年分収納率と滞納繰越分収納率とを合わせた収納率

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充

耐震性の向上と老朽化・狭あい化の解消，高度で先進的な医療機能の拡充等への対応を図るため，安佐市民病院の建替えを進めます。また，建替えに当たっては，広島市と十分に連携して取り組めます。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成26年度から平成29年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	211,308
医業収益	193,281
運営費負担金・運営費交付金収益	17,275
補助金等収益	752
その他営業収益	0
営業外収益	3,860
運営費負担金収益	1,201
その他営業外収益	2,659
臨時利益	0
資本収入	33,178
長期借入金	9,856
その他資本収入	23,322
その他収入	0
計	248,346
支出	
営業費用	195,673
医業費用	193,156
給与費	109,462
材料費	55,666
経費	27,358
研究研修費	670
一般管理費	2,517
給与費	1,643
経費	874
研究研修費	0
営業外費用	3,748
臨時損失	0
資本支出	53,792
建設改良費	14,783
投資	23,680
償還金	15,329
その他支出	0
計	253,213

（注1） 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

（注2） 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

〔人件費の見積り〕

期間中の総額として、111,105百万円を見込む。

この金額は、役員報酬及び職員基本給、諸手当、退職手当等給与費の合計である。

〔運営費負担金・運営費交付金の繰出基準等〕

救急医療、小児医療、リハビリテーション医療など法人の経営努力だけでは維持することが困難な公共性の高い医療に係る経費に対する運営費負担金については、毎年度総務省が発出す

る通知「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

舟入市民病院の職員の退職手当に対する運営費交付金については、地方公営企業法全部適用以前の在職年数に応じて按分して算出する。

2 収支計画（平成26年度から平成29年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	215,168
営業収益	211,308
医業収益	193,281
運営費負担金・運営費交付金収益	17,275
補助金等収益	752
資産見返運営費負担金等戻入	0
その他営業収益	0
営業外収益	3,860
運営費負担金収益	1,201
その他営業外収益	2,659
臨時利益	0
費用の部	214,289
営業費用	210,541
医業費用	208,024
給与費	109,199
材料費	55,666
経費	27,424
減価償却費	14,753
資産減耗費	312
研究研修費	670
一般管理費	2,517
給与費	1,643
経費	874
研究研修費	0
営業外費用	3,748
臨時損失	0
経常損益	879
純利益	879
目的積立金取崩額	0
総利益	879

（注） 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。



3 資金計画（平成26年度から平成29年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	255,207
業務活動による収入	215,168
診療業務による収入	193,281
運営費負担金・運営費交付金による収入	18,476
その他の業務活動による収入	3,411
投資活動による収入	23,322
運営費負担金による収入	488
その他の投資活動による収入	22,834
財務活動による収入	9,856
長期借入れによる収入	9,856
その他の財務活動による収入	0
広島市からの繰越金	6,861
資金支出	255,207
業務活動による支出	199,421
給与費支出	111,105
材料費支出	55,666
その他の業務活動による支出	32,650
投資活動による支出	38,463
有形固定資産の取得による支出	14,783
その他の投資活動による支出	23,680
財務活動による支出	15,329
長期借入金の返済による支出	1,727
移行前地方債償還債務の償還による支出	13,602
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	1,994

（注） 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

50億円

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

第9 第8に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

## 第10 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発のための研修や教育などに充てます。

## 第11 料金に関する事項

### 1 料金

病院等の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項、第85条第2項若しくは第85条の2第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第2項若しくは第75条第2項の費用の算定の例により算定した額。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める額。

#### (1) 使用料

##### ア 特別病室差額使用料

- ・広島市民病院，安佐市民病院，舟入市民病院 別表第1に定める額
- ・リハビリテーション病院 別表第2に定める額

イ 非紹介患者加算初診料（他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合の初診（緊急その他やむを得ない事情があると理事長が認める場合の初診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における初診を除く。）に対する加算初診料をいう。） 1,610円

ウ 新生児室使用料 1日につき 2,400円

エ 分べん料 1件につき 115,000円（時間外の場合は，2割増とする。）

オ セカンドオピニオン料（他の病院若しくは診療所において診療を受けている者又はその家族等が，当該他の病院又は診療所における診断等について意見を聴くための相談に係る使用料をいう。） 1件につき 相談時間が30分までは10,800円，30分を超える場合は10,800円に30分を超える部分につき30分までごとに3,700円を加算した額

カ 自立訓練施設の使用料 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用の額

キ 駐車料金 1台につき 別表第3に定める額

#### (2) 手数料

ア 普通診断書料 1通につき 1,330円

イ 特別診断書料 1通につき 別表第4に定める額

ウ 証明書料 1通につき 370円

2 前記1にかかわらず、健康保険法第76条第3項に規定する契約その他これに類する契約を締結し、又は法人、団体等から委託を受け、診療、検査その他の業務を行う場合の使用料及び手数料の額は、次のとおりとします。

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の規定による療養の給付の対象となる診療（後記(3)の療養を除く。）については、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）に基づいて算定した額。

(2) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療（後記(3)の療養を除く。）については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に基づいて算定した額又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「算定基準」という。）に基づいて算定した額に1.5を乗じて得た額。

(3) 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に掲げる療養については、次に掲げる額を合計した額。

ア 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）に基づいて算定した額（自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償の対象となる診療にあつては、それぞれ算定した額に1.5を乗じて得た額）

イ 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数（その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）に、1点につき10円（自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償の対象となる診療にあつては、15円）を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

(4) 人間ドック料

ア 外来ドック（子宮がん検査なし） 1回につき 38,800円

イ 外来ドック（子宮がん検査あり） 1回につき 42,800円

(5) 避妊リング挿入料 1回につき 27,300円

(6) 避妊リング除去料 1回につき 10,900円

(7) 人工授精料 1回につき 9,800円

(8) 新生児介補料 1日につき 3,810円

(9) 前記(1)から(8)まで以外のもの

算定方法若しくは算定基準に準じて算定した額又は実費を基準にして定めた額

### 3 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができます。

別表第1（特別病室差額使用料関係 広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院）

区 分	単 位	金 額	
		一 般	妊産婦
特室1	1日につき	13,400円	12,460円
特室2	1日につき	12,800円	11,830円
特室3	1日につき	12,300円	11,360円
特室4	1日につき	11,900円	10,970円
特室5	1日につき	11,000円	10,200円
特室6	1日につき	8,600円	7,960円
特室7	1日につき	7,700円	7,140円
特室8	1日につき	6,500円	6,090円
特室9	1日につき	6,400円	6,000円
特室10	1日につき	6,200円	5,850円
特室11	1日につき	5,800円	5,390円
特室12	1日につき	5,500円	5,110円
特室13	1日につき	5,200円	4,800円
特室14	1日につき	4,800円	4,430円
特室15	1日につき	4,700円	4,350円
特室16	1日につき	4,600円	4,200円
特室17	1日につき	4,500円	4,140円
特室18	1日につき	3,900円	3,610円
特室19	1日につき	1,330円	1,166円

別表第2 (特別病室差額使用料関係 リハビリテーション病院)

区 分	単 位	金 額
111号室から118号室まで及び 211号室から218号室まで	1日につき	4,400円
120号室及び220号室	1日につき	11,400円

別表第3 (駐車料金関係)

	区 分	金 額
見舞いに来た者 等	広島市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに180円
	安佐市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに50円
	舟入市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに150円
	リハビリテーション病院 ・自立訓練施設	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに50円
その他の者	広島市民病院	30分までごとに180円
	安佐市民病院	30分までごとに50円
	舟入市民病院	30分までごとに150円
	リハビリテーション病院 ・自立訓練施設	30分までごとに50円

(注1) この表において、「見舞いに来た者等」とは、病院の入院患者又は自立訓練施設の入所者を見舞いに来た者及び当該入院患者の入退院時又は当該入所者の入退所時の付添人をいう。

(注2) 病院の受診者(入院患者を除く。)若しくは自立訓練施設を通所して使用する者又はこれらの者の付添人が駐車する場合にあっては、この表の規定にかかわらず、駐車料金は無料とする。

別表第4 (特別診断書料関係)

区 分	単 位	金 額
①身体検査書	1通につき	1,950円
②死亡診断書	1通につき(ただし、2通以上の場合は、1通を増すごとに1,330円を加算する。)	1,950円
③休業用診断書	1通につき	1,950円
④入学用診断書	1通につき	1,950円
①～④に準ずるもの	1通につき	1,950円
自動車損害賠償法に係る診療明細書	1通につき	1,950円
身体障害者診断書	1通につき	1,950円
⑤自動車損害賠償法に係る診断書	1通につき	4,000円
⑥簡易保険の病状調査票	1通につき	4,000円
⑦保険会社に提出する入院療養証明書	1通につき	4,000円
⑧厚生年金、国民年金用診断書等所定様式による診断書	1通につき	4,000円
⑤～⑧に準ずるもの	1通につき	4,000円

## 第12 地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

### 1 施設及び設備に関する計画(平成26年度から平成29年度まで) (単位:百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財 源
施設、医療機器等整備	14,783	広島市長期借入金等

(注) 金額については見込みである。

## 2 人事に関する計画

収支への影響も踏まえながら、これまで職員定数の制約から抑制的であった職場環境の改善につながる職員配置を推進します。

## 3 中期目標の期間を超える債務負担

### (1) 移行前地方債償還債務 (単位：百万円)

区 分	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	13,602	28,524	42,126

### (2) 長期借入金 (単位：百万円)

区 分	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務償還額
施設、医療機器等整備に係る長期借入金償還債務	1,727	8,129	9,856

## 4 積立金の処分に関する計画

なし。

## 地方独立行政法人大阪市民病院機構 中期計画

### 前文

この計画は、地方独立行政法人法第26条の規定により、大阪市長が定める中期目標に基づき、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）が作成するものである。

地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性及び柔軟性を活かしながら、大阪市立総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）、大阪市立十三市民病院（以下「十三市民病院」という。）及び大阪市立住吉市民病院（以下「住吉市民病院」という。）は、今後とも、市民病院機構の基本理念のもと、市民の生命と健康を守るために、地域の医療機関と連携し、公的医療機関としての役割を果たし、市民に必要な医療を提供する。

### 第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成26年10月1日から平成31年3月31日までの4年6ヶ月間とする。

### 第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

総合医療センター、十三市民病院及び住吉市民病院（以下「市民病院」という。）は、高度専門医療の提供と市域の医療水準の向上、患者・市民の満足度の向上や安定的な経営基盤の確立を基本理念に、市民の生命と健康を支える医療機関として、時代の要請に応じた医療サービスを提供する。

#### 1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上

市民病院は、安心・安全で質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関との連携、人材育成や臨床研究等を通じ、市域の医療水準の向上を図る。

#### (1) 市の医療施策推進における役割の発揮

##### ① 各病院の役割に応じた医療施策の実施

各病院は、医療施策の実施機関として、保健医療行政を担当する市の機関と連携し、それぞれの基本的な機能に応じて、次の表に掲げる役割を担う。

病院名	役割
総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）への対応</li> <li>・救命救急医療、総合周産期母子医療センターとしての総合周産期医療、小児の高度専門医療、総合的がん医療、精神科救急・合併症医療、第一種・第二種感染症指定医療機関としての感染症医療など高度・専門的医療の提供</li> </ul>
十三市民病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結核医療を含む呼吸器医療の提供</li> <li>・地域の医療ニーズに応え、近隣の医療機関との連携・機能分担を踏まえた急性期医療の提供（内科救急、小児・周産期医療など）</li> </ul>
住吉市民病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市南部基本保健医療圏で不足する小児・周産期医療の提供、地域周産期母子医療センターとして周産期医療の提供</li> <li>・小児救急を含む小児医療の提供</li> </ul>

## ② 診療機能の充実

市民病院に位置付けられた役割や新たな医療課題等に適切に対応するため、各病院は、治療成績等について目標を設定し、その達成に向けて、次のとおり新たな体制整備や取組の実施など診療機能を充実する。

### ア 総合医療センター

#### (がん医療)

- ・ 地域がん診療連携拠点病院の指定を受けており、手術・放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケアチームによる緩和医療を提供する。  
高精度な位置決めにより照射を正確に行うことができる放射線治療機器IGRTを平成26年度に新設するとともに、今後、外来化学療法室の拡充を図っていく。

#### (高齢者疾患への対応)

- ・ 超高齢者社会の到来を受け、平成26年2月からSCUを新たに稼働させており、高齢者の代表的な疾患である骨粗しょう症(転倒による骨折、関節疾患など)や動脈硬化性疾患(心筋梗塞・脳血管障害など)等に対応していく。

#### (救急医療)

- ・ 大阪市内に6か所ある三次救急に対応する救命救急センターを持つ医療機関のうちの1か所として三次救急医療を提供しており、救急隊等から要請のある重症患者の受入に対応できるよう医療機能の充実を図る。

#### (周産期医療)

- ・ 総合周産期母子医療センターに指定されており、合併症妊娠、重症妊産婦などリスクの高い妊婦や1,000g未満の超低出生体重児、疾患のある新生児への対応などの高度な周産期医療を提供する。

#### (小児医療)

- ・ 約20の診療科からなる小児医療センターにおいて、高度かつ専門的な医療を子どもたちに提供する。平成25年2月には全国15病院の一つとして小児がん拠点病院の指定を受け、地域で小児がん診療の中心的な役割を担っている。  
今後、府全域を対象とした小児基幹病院としての役割を発揮すべく、小児病棟を増床するとともに、PICU、小児救急病床を設置していく。

#### (精神医療)

- ・ 府下のほとんどの救急告示病院が精神科を有していないため、精神疾患と身体疾患を併せ持つ患者への対応について、現在の救急医療体制では困難とされているなか、精神科を持つ総合病院の特性を活かし、精神科救急・合併症医療を提供する。

#### (感染症医療)

- ・ 第一種感染症病床1床を大阪市内では唯一有しており、感染力や罹患した場合の重篤性の高い一類・二類感染症をはじめ、新興感染症等への対応を迅速に行うため、府・市の関係機関との連携を図り、集団発生等の大規模な感染症の発生に円滑に対応する。

放射線治療に係る目標

平成24年度実績	平成30年度目標値
5,918件	8,600件

外来化学療法に係る目標

平成24年度実績	平成30年度目標値
9,738件	12,600件

精神科救急・合併症に係る目標

平成24年度実績	平成30年度目標値
73件	90件

救急車搬送件数に係る目標（二次救急、三次救急）

平成24年度実績	平成30年度目標値
3,639件	5,000件

(参考) 分娩件数

平成24年度実績
840件

(参考) ハイリスク妊産婦の対応

平成24年度実績
279件

(参考) 超低出生体重児（1,000g未満）の対応

平成24年度実績
25件

(参考) 手術件数

平成24年度実績
9,607件



イ 十三市民病院

- ・結核罹患率（人/10万人）は、全国平均で平成21年19.0、平成22年18.2、平成23年17.7と減少傾向にあるが、平成23年の都道府県別では大阪府が28.0と最も高く、大阪府の中でも大阪市は41.5と平均を上回る。（厚生労働省 平成23年結核登録者情報調査年報集計結果）また、大阪府域においては結核病床が偏在傾向にあり、大阪市内では慢性的な病床不足状態が続いている。一方、結核は高齢者や免疫低下者等に偏在する傾向があり、これらの患者では合併症が多く、合併症にも対応した結核医療を提供する。
- ・時間外における地域医療機関からの患者紹介・入院依頼に対応するとともに、地域の医療ニーズに応え、近隣の医療機関との連携・機能分担を踏まえた急性期医療を提供する。（内科救急、小児・周産期医療など）

結核患者数に係る目標

結核延患者数

平成24年度実績	平成30年度目標値
4,670人	8,760人

合併症を有する結核新入院患者数

平成24年度実績	平成30年度目標値
30人	50人

※ 結核患者数の3割程度

救急に係る目標

時間外地域医療機関からの受け入れ

平成24年度実績	平成30年度目標値
70件	240件

救急搬送件数（内科系二次救急）

平成24年度実績	平成30年度目標値
117件	159件

（参考）分娩件数

平成24年度実績
550件

ウ 住吉市民病院

- ・周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる施設として、地域周産期母子医療センターに認定されており、大阪市南部基本保健医療圏に不足する小児二次救急を含む小児医療及び周産期医療を提供する。
- ・平成28年度当初には、大阪府立急性期・総合医療センターへの機能統合により大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）を開設する。
- ・平成27年度は、閉院（予定）に向け患者の転院等の手続を適切に進める。
- ・なお、住之江区の小児・周産期医療の確保のため、閉院後の住吉市民病院の用地には民間病院を誘致する方針となっている。

救急車搬送件数に係る目標（小児二次救急）

平成24年度実績	平成27年度目標値
314件	190件以上

NICUの稼働率に係る目標

平成24年度実績	平成27年度目標値
68.8%	75%以上

（参考） 分娩件数

平成24年度実績
716件

③ 新しい治療法の開発・研究等

- ・ 各病院の特徴を活かし、臨床研究に取り組むとともに、民間医療機関等との共同研究などに取り組み、市域の医療水準の向上を図る。
- ・ 大規模基幹病院では、医学研究や新たな診療技術の開発に貢献することが期待されている。総合医療センターは、日常診療では不可能な治療に対しても、先進医療制度を利用し、また、実地医療に還元できる遺伝子診断研究にも取り組み、臨床研究や臨床試験を進める。

（参考）

臨床研究実施状況（平成24年度実績）

病院名	臨床研究件数
総合医療センター	195件
十三市民病院	8件

※遺伝子診断研究などを含む

④ 治験の推進

- ・ 各病院の特性及び機能を活かして、治療の効果及び安全性を高めるため、積極的に治験に取り組み、新薬の開発等に貢献する。
- ・ なお、総合医療センターは、希少疾患など臨床現場で必要となる薬剤の治験を進めるため、医師自らが実施する「医師主導治験」にも積極的に取り組む。

（参考）

治験実施状況（平成24年度実績）

病院名	治験実施件数	治験実施症例数	受託研究件数	受託研究症例数
総合医療センター	65件	82例	166件	820例
十三市民病院	2件	11例	33件	79例

※治験実施件数には、医師主導治験、製造販売後臨床試験件数を含む

⑤ 災害や健康危機における医療協力等

- ・ 災害発生時に被災地内の傷病者等の受入及び搬出拠点となる災害拠点病院に指定されている総合医療センターを中心として、医療物資や医薬品の備蓄を行うとともに、災害発生時に迅速に対応するため、関係機関と連携し防災訓練や災害医療訓練に参画する。
- ・ 大規模な災害又は事故等が発生した時、直ちに災害現場等に駆けつけ医療救護活動を行うため、災害派遣医療チームDMAT（日本DMAT 1隊と、主に大阪府域に災害等が発生した

場合に出動する大阪DMAT 1隊の計2隊)の編成が可能であり、災害等発生時に迅速な対応ができるよう、専門的な訓練に参加する。

- ・ 災害時に市民の生命を守るため、自らの判断で医療救護活動を行うとともに、大阪市地域防災計画等に基づく市からの要請に迅速に対応する。

(2) 診療機能充実のための基盤づくり

① 優秀な医療人材の確保・育成

ア 人材の確保

市民病院として医療機能の維持・向上を図るため、人材の「確保」「育成」「定着」を3本柱に優秀な人材の確保に取り組む。

年功による昇給制度の見直し及び業務内容に応じた処遇の検討、優秀な退職職員に対する柔軟な再雇用制度の創設などを検討する。

初期臨床研修医から後期臨床研修医採用数

平成24年度実績	平成30年度目標値
6名	8名以上

看護師の離職率

平成24年度実績	平成30年度目標値
10.5%	10%以下

イ 職務能力の向上

総合医療センターに臨床研修、教育を目的にした人材教育研修センターを設置しており、医師・看護師をはじめとする資格や技能をもった職員が、その専門性を発揮できる働きやすい勤務環境やスキルアップのための研修の充実を図る。

医師については、総合医療センターは、基幹型の臨床研修指定病院であり、協力型の他の市民病院と連携しながら、プライマリケアを中心とした幅広い診療能力の習得のための研修プログラムを実施し、将来を担う若手医師を育成する。

初期臨床研修医の育成数

平成24年度実績	平成30年度目標値
31名	30名以上

後期臨床研修医の育成数

平成24年度実績	平成30年度目標値
137名	100名以上

② 職場環境の整備

- ・ 労働安全衛生並びに職員のワークライフバランスを考慮し、働きやすい職場環境の実現のため、短時間正職員制度や育児短時間勤務制度の導入と効果的な活用を推進する。

③ 施設及び医療機器の計画的な整備

- ・ 施設の老朽化に伴う大規模改修については、計画的に実施していく。
- ・ 高度医療機器の整備については、調達コストの抑制に努めつつ、医療の質の維持・向上に繋がる医療機器の整備を図るなど効率的・効果的に推進する。

(3) 市域の医療水準の向上への貢献

① 地域医療への貢献

- ・ 地域医療機関との連携を進めるため、地域医療機関と紹介・逆紹介を進めるとともに、地域の医療機関との高度医療機器の共同利用の促進に努める。
- ・ 総合医療センターは、大阪府から地域医療支援病院の承認を受けている。地域医療機関との医療機能の分担を促進する基幹病院としてのシステム作りに取り組んでおり、地域医療連携を充実させる。
- ・ 各種症例検討会や臨床病理カンファレンス（GPC）（公開型）、かかりつけ医や訪問看護師を交えたケアカンファレンスなど地域医療連携向上のための研修会等を充実させる。

紹介率・逆紹介率に係る目標

病院名	項目	平成 24 年度実績	平成 30 年度目標値
総合医療センター	紹介率	73.9%	80.0%
	逆紹介率	135.1%	135.0%
十三市民病院	紹介率	28.0%	35.0%
住吉市民病院	紹介率	22.2% (18.4%)	[20%以上]

※住吉市民病院の目標値は、平成 27 年度の目標値とする

住吉市民病院の（ ）内は小児科・産婦人科のみの紹介率

(参考)

地域連携の実施状況

病院名	項目	平成 24 年度 実績
総合医療センター	地域連携クリニカルパス数	13
	地域連携クリニカルパス適用患者数	1,750 人
	共同病床利用率	40.0%
十三市民病院	地域連携クリニカルパス数	1
	地域連携クリニカルパス適用患者数	24 人

(参考)

臨床カンファレンス、臨床病理検討会開催回数

病院名	平成 24 年度実績
総合医療センター	24 回

② 市域の医療従事者育成への貢献

- ・ 市域における看護師・薬剤師等医療スタッフの資質の向上を図るため、実習の受入れ等を積極的に行う。

(参考)

看護学生実習生受入人数

病院名	平成24年度実績
総合医療センター	399人
十三市民病院	237人
住吉市民病院	42人

(参考)

薬剤師実習生受入人数

病院名	平成24年度実績
総合医療センター	12人
十三市民病院	6人
住吉市民病院	6人

③ 市民への保健医療情報の提供・発信

- ・ 保健医療情報や、病院の診療機能を客観的に表す臨床評価指標等について、ホームページによる情報発信を積極的に行う。
- ・ 各病院において、市民公開講座等を開催し、医療に関する知識の普及や啓発に努める。

(参考)

病院名	項目	平成24年度実績
総合医療センター	市民・患者向け公開講座等開催回数	4回
	市民・患者向け公開講座等参加延人数	799人
十三市民病院	市民・患者向け公開講座等開催回数	9回
	市民・患者向け公開講座等参加延人数	451人

(4) より安心して信頼できる質の高い医療の提供

① 患者中心の医療の実践

- ・ インフォームド・コンセントの理念に基づき、患者・家族等に対して十分な説明を行う。
- ・ 医療者から必要な情報を提供したうえで医療情報を患者と共有し、医師等医療従事者と患者・家族等との信頼関係の強化を図る。
- ・ がん相談支援センターを設置し、がんと診断された患者にはがんカウンセリングを行う。
- ・ 患者・家族の希望を受けながら転院や在宅医療への移行など社会復帰支援を行う。
- ・ 他院患者からのセカンドオピニオン相談を実施する。
- ・ 新しい医療技術・機器の導入や医師、看護師等の連携によるチーム医療の充実により、患者の生活の質（QOL）の向上を図る。

(参考)

がん相談支援センター相談件数

病院名	平成24年度実績
総合医療センター	2,441件

(参考)

セカンドオピニオン対応件数

病院名	平成24年度実績
総合医療センター	183件

② 医療の標準化と最適な医療の提供

- ・ 根拠に基づく医療（EBM：Evidence Based Medicine）の提供及び医療の効率化の両面を踏まえて、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。）の作成、適用及び見直しを行い、より短い期間で質の高い効果的な医療を提供する。
- ・ 蓄積された診療データを分析し、経年変化及び他の医療機関との比較を通じて、各病院に

おける医療の質の向上に役立てる。

- ・ 総合医療センターにおいては、DPCによる診療情報データの活用により、同一疾患の診療行為について他病院との比較を行い、医療の質の向上と標準化に努める。  
十三市民病院においても、平成28年度からDPC病院となるべく準備を進める。
- ・ 財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価を受審するなど、第三者機関の評価に基づく医療の質の確保・向上に努める。

#### クリニカルパス適用率に係る目標

病院名	適用率	
	平成24年度 実績	平成30年度 目標値
総合医療センター※1	53.4%	63%
十三市民病院	56.0%	66%
住吉市民病院 ※2	48.2% (51.0%)	[55%]

※1 総合医療センターの平成24年度適用率の実績は平成24年6月から平成25年3月までの実績

※2 住吉市民病院の目標値は、平成27年度の目標値とする  
住吉市民病院の( )内は小児科・産婦人科のみの適用率

#### ③ 医療安全対策等の徹底

- ・ 総合医療センター医療安全管理部に医療安全管理部門と院内感染防止対策部門を置いており、多発する有害事象を可能な限り低減させ、医療事故の防止と信頼される医療の確立に取り組む。
- ・ 医療安全管理部門においては、「インシデント報告システム」によって迅速な情報の収集及び共有を行い、原因を分析し、医療事故発生予防と再発防止に取り組むとともに、職員の医療安全研修への積極的な参加を促す。
- ・ 重大な医療事故に対しては、専門チーム(RMT)が調査・分析を行い、その結果を医事紛争委員会に報告する。医事紛争委員会で第三者の調査・分析が必要と判断された場合には、外部委員で構成される「医療事故調査委員会」を立ち上げ、原因究明と再発防止策の策定を行う。
- ・ 院内感染防止対策部門においては、患者、家族等の安全や病院職員の健康確保のため、複数の医療職から構成する感染管理制御チームによる定期的な院内ラウンドなどを通じ、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防策を実施するなど、院内感染対策の充実を図る。
- ・ 医薬品等の安全確保のため、医薬品及び医療機器に関する安全情報の的確な提供、服薬指導(入院患者が安心して薬を服用することができるよう、薬剤師が直接、副作用の説明等の薬に関する指導を行うことをいう。)を引き続き行う。
- ・ インシデントや医療事故について、「医療事故等の公表基準」に基づき、年1回の一括公表を行う。
- ・ 医療機器については、医療安全の向上の観点から計画的な保守点検や更新を実施するとともに、引き続き、医療機器の適切な管理体制の強化に取り組む。

(参考)

服薬指導件数

病院名	平成24年度実績
総合医療センター	9,030件
十三市民病院	2,864件
住吉市民病院	720件

(参考)

職員医療安全研修実施回数（平成24年度実績）

病院名	回数	参加延人数
総合医療センター	2回	523人
十三市民病院	5回	151人
住吉市民病院	4回	206人

④ 低侵襲医療の推進

- ・平成26年度から手術台と血管撮影装置を組み合わせたハイブリッド手術機器を導入し、低侵襲医療の推進を図る。
- ・手術室を増設して医療ロボット「ダビンチ」を導入し、患者への低侵襲な手術を推進していく。

2 患者・市民の満足度向上

患者満足度調査の定期的な実施や投書箱の設置により患者ニーズを具体的に把握し、改善策を講じる。また、改善策の効果を把握し、必要があれば更なる改善に取り組む。

職員に対しては、接遇に関する研修を定期的に関催するなど、更なる患者サービスの向上に取り組む。

(1) 院内環境等の快適性向上

患者及び来院者により快適な環境を提供するため、患者のプライバシーや院内の清潔管理に配慮した院内環境の整備に努める。特に総合医療センターについては、外来の抜本的改修、トイレ、浴室等の改修・補修を計画的に実施する。

(2) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善

- ・外来待ち時間の調査を定期的な実施し、待ち時間の発生要因を分析することにより、改善に取り組む。また、外来待合モニターを通じて情報の提供を行うなど、待ち時間を有効に過ごせるように取り組む。
- ・検査待ち・手術待ちについては、待ち時間の発生要因を分析することにより、改善に取り組む。

(3) ボランティアとの協働

総合医療センターにおいて、患者サービスに関するボランティアの積極的な受け入れに努めるとともに、職員と互いに連携をとりながら、市民・患者の療養環境の向上に努める。

(参考)

病院名	内訳	項目	平成24年度実績
総合医療センター	個人	ボランティア登録人数(人)	13
		ボランティア活動延時間数(時間)	1,836
	グループ	ボランティア登録グループ(グループ)	6
		ボランティア活動延時間数(時間)	400



第3 業務運営の改善及び効率化、並びに財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置  
市民病院が果たすべき医療機能を良質な環境や体制で市民に提供していくために、持続的運営が  
可能となる経営基盤の確立が求められることから、効率的な病院経営に努める。

#### 1 自律性・機動性の高い組織体制の確立

##### (1) 組織マネジメントの強化

理事長のリーダーシップのもと、意思決定を迅速かつ適切に行い、効率的・効果的に業務運営  
を行うとともに、業務運営を的確に行うため、理事会をはじめとする組織、院内委員会等の体制  
を整備し、明確な役割分担と適切な権限配分を行う。

###### ① 事務部門等の専門性の向上

・良質な医療サービスを継続的に提供するため、病院事務に精通する病院固有の職員（病院  
事務職員）を採用し、更なる組織力の強化を図る。

###### ② 業績を反映した給与制度・人事評価制度等の導入

・年功による昇給制度の見直し及び業務内容に応じた処遇の検討、資格・技能・実績を適正  
に評価する給与制度の構築を図る。

##### (2) 診療体制の強化及び人員配置の弾力化

診療報酬改定等の医療環境の変化や患者動向に迅速に対応し、効率的に医療を提供するため、  
必要に応じて診療科の変更や再編、人員配置の見直しなどを弾力的に行う。

市民病院間で、医師、看護師、コメディカル等医療従事者の交流などを引き続き行いながら、  
効率的・効果的な医療の提供を行う。

##### (3) コンプライアンスの徹底

公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、市民から  
の信頼を確保するために各種規程を整備し、適切な運用を図る。

職員一人ひとりの、そして組織全体のコンプライアンス意識を向上させ、公正かつ公平な職務  
の執行を確保する。

カルテ（診療録）などの個人情報の保護及び情報公開に関しては、大阪市個人情報保護条例（平  
成7年 大阪市条例第11号）等に基づき情報開示に適切に対応する。

また、業務の適正かつ能率的な執行を図るため監査等を実施するとともに、外部の監査など第  
三者による評価を実施する。

#### 2 経営基盤の安定化

公的医療機関として果たすべき医療機能を継続して提供するためには、経営基盤の確立が不可欠  
であることから、効率的な病院経営を行うとともに、政策医療の提供や地域医療機関との連携を強  
化するなかで患者の確保に努めるとともに、診療報酬改定への対応を強化し、医療体制に即した施  
設基準の取得をめざす。

##### (1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善

中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の着実な達成に向けて、病院別の計画を作  
成し、各病院が自律的に取り組むとともに、月次報告を踏まえた経営分析や、他の医療機関との  
比較等も行い、機動的・戦略的な運営を行う。

中期計画で設定した収支目標を達成することを前提に柔軟性のある予算を編成し、弾力的な予  
算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。

(2) 収入の確保

① 病床の効率的運用

- ・ より多くの患者に質の高い医療サービスを効果的に提供するため、政策医療の提供や地域医療機関との連携を強化するなかで、新入院患者数の確保に努めるとともに、効率的な病床運用を行う。

病床利用率に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	83.9%	90.0%
十三市民病院	77.0%	90.0%
住吉市民病院	51.2% (60.8%)	[40.0%]

※ 病床利用率＝延入院患者数÷延稼働病床数×100

住吉市民病院の目標値は、平成27年度の目標値とする

住吉市民病院の（ ）内は小児科・産婦人科のみの病床利用率

新入院患者数に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	20,694人	22,200人
十三市民病院	4,673人	5,500人
住吉市民病院	3,382人 (3,016人)	[1,850人]

※ 住吉市民病院の目標値は、平成27年度の目標値とする

住吉市民病院の（ ）内は小児科・産婦人科・新生児科のみの新入院患者数

(参考)

平均在院日数

病院名	平成24年度実績
総合医療センター	14.0日
十三市民病院	13.5日
住吉市民病院	7.6日

※ 入院取扱患者数／((新入院患者数+退院患者数)／2)

② 診療単価の向上

- ・ 診療報酬改定や医療関連法制の改正、高度化・多様化する患者ニーズなど、医療を取り巻く環境変化に迅速に対応して適切な施設基準の取得を行い、診療報酬の確保に努める。
- ・ 診療行為に対する診療報酬を確実に収入するため、請求もれや査定減の防止対策に取り組む。

(参考)

診療単価

病院名	平成24年度実績	
	入院診療単価	外来診療単価
総合医療センター	68,373円	14,157円
十三市民病院	38,511円	8,489円
住吉市民病院	43,912円 (46,291円)	8,931円 (9,854円)

- ※ 入院診療単価＝入院収益÷延入院患者数  
外来診療単価＝外来収益÷延外来患者数  
住吉市民病院の（ ）内は、小児科・産婦人科のみの平均診療単価

(参考)

査定率

病院名		平成24年度実績
総合医療センター	入院	0.29%
	外来	0.42%
十三市民病院	入院	0.31%
	外来	0.30%
住吉市民病院	入院	0.14% (0.11%)
	外来	0.32% (0.25%)

- ※ 住吉市民病院の（ ）内は小児科・産婦人科のみの査定率

③ 未収金対策及び資産の活用

- ・公平性と収入の確保の観点から、「新たな未収金を極力発生させない」「既存未収金の解消」を2つの大きな柱に積極的な未収金対策を進める。
- ・売店、自動販売機等を設置する場合には、引き続き、原則として公募により事業者を選定し、手続の透明性を確保しながら土地及び建物の積極的な活用を図る。

未収金に係る目標

	平成24年度実績	平成30年度目標値
現年度徴収率	99.5%	99.6%

(3) 費用の抑制

① 給与費の適正化

- ・職員給与費については、医療の質の向上や医療安全の確保、患者へのサービス向上などに十分配慮したうえで、適切な取組を進める。職員の適正配置を行い、効率的・効果的な業務執行体制をめざす。

給与費比率に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	57.6%	53.0%
十三市民病院	69.5%	55.7%
住吉市民病院	114.3%	[159.6%]
合計	62.2%	53.3%

※ 住吉市民病院の目標値は、平成27年度の目標値とする

給与費比率＝給与費（準人件費含む）÷医業収益（繰入金含まない）×100

② 材料費の縮減

- ・材料費の抑制を図るために、3病院で使用する診療材料や医薬品等については、調達、院内各部門への供給、在庫管理などを一元的に事業者へ委託しており、引き続き、物品管理供給部（SPD）の効果的な活用を図る。
- ・同種同効品の標準化の推進や後発医薬品の採用枠の拡大を図るとともに、価格交渉を引き続き実施することにより、調達コストの縮減を図る。

材料費比率に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	26.9%	27.8%
十三市民病院	20.7%	19.4%
住吉市民病院	17.5%	[15.3%]
合計	25.7%	26.7%

※ 住吉市民病院の目標値は、平成27年度の目標値とする

材料費比率＝材料費÷医業収益（繰入金含まない）×100

後発医薬品の採用率に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	22.3%	25.0%
十三市民病院	20.4%	30.0%
住吉市民病院	5.8%	[6.5%]

※ 住吉市民病院の目標値は、平成27年度の目標値とする

後発医薬品の採用率については、全医薬品に占める後発医薬品の割合をいう

③ 経費の節減

- ・ESCO事業の活用をはじめとした光熱水費の節減に努めるとともに、民間の取組事例を参考にしながら、複数年契約、複合契約等の多様な契約手法を活用するなど、引き続き、更なる費用の節減に取り組む。

経費比率に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	17.5%	15.2%
十三市民病院	24.3%	20.9%
住吉市民病院	30.3%	[50.2%]
合計	19.0%	16.3%

※ 住吉市民病院の目標値は、平成27年度の目標値とする

経費比率＝経費÷医業収益（繰入金含まない）×100

3・財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 運営費負担金の削減

- ・地方独立行政法人の特長である自律性、機動性、柔軟性を発揮し、経営効率を上げることで、設立団体である大阪市からの運営費負担金の削減に取り組む。

運営費負担金に係る目標 (単位：億円)

	24実績	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
運営費負担金	97.5	46.8	86.0	77.0	74.0	71.0

※平成26年度は、法人化後（下半期）の計数であり、上半期は43.3億円

(2) 会計処理の明確化

病院別の運営費負担金の政策医療、投資に関する補填分を区分すると以下のとおりとなる。

① 総合医療センター

(単位：億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
運営費負担金	37.3	66.8	64.0	54.7	58.5
資本費等(企業債元金・利息)	22.7	41.5	67.0	58.6	53.8
政策医療	16.0	35.3	35.3	35.3	35.3
経営努力による削減	△1	△4	△6	△8	△10
市独自見直し	△0.4	△6.0	△32.3	△31.2	△20.6

※平成26年度については、法人化後（下半期）の計数

② 十三市民病院

(単位：億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
運営費負担金	6.1	13.5	11.1	17.4	10.6
資本費等(企業債元金・利息)	3.8	9.3	7.9	15.2	9.4
政策医療	2.8	6.2	6.2	6.2	6.2
経営努力による削減	△0.5	△2	△3	△4	△5

※平成26年度については、法人化後（下半期）の計数

③ 住吉市民病院

(単位：億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
運営費負担金	3.4	5.7	—	—	—
資本費等(企業債元金・利息)	1.5	1.6	—	—	—
政策医療	1.9	4.1	—	—	—
経営努力による削減	—	—	—	—	—

※平成26年度については、法人化後（下半期）の計数

④ 府市共同住吉母子医療センター

(単位：億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
運営費負担金	—	—	1.9	1.9	1.9
資本費等(企業債元金・利息)	—	—	0.4	0.4	0.4
政策医療	—	—	1.5	1.5	1.5
経営努力による削減	—	—	—	—	—

(3) 経営指標の設定

経営改善に取り組むなか、自己資本比率、医業収支比率の目標達成に努める。

自己資本比率に係る目標

平成26年度	平成30年度目標値
0.1%	2.6%

※ 自己資本比率＝資本÷（資本＋負債）

医業収支比率に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	89.7%	90.2%
十三市民病院	73.6%	87.5%
住吉市民病院	58.3%	[40.2%]
合計	85.0%	89.1%

※ 住吉市民病院の目標値は、平成27年度の目標値とする

医業収支比率＝医業収益（繰入金含まない）÷医業費用（控除対象外消費税含む）

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

地方独立行政法人法の趣旨に沿って、市からの適切な運営費負担金の投入のもと、公的医療機関として果たすべき医療機能を継続して提供していくためには経営基盤の確立が不可欠であることから、効率的な病院経営に努める。

1 予算（平成26年度～平成30年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	166,109
医業収益	159,947
運営費負担金	6,162
その他営業収益	0
営業外収益	7,926
運営費負担金	4,873
その他営業外収益	3,053
資本収入	39,914
運営費負担金	24,449
長期借入金	15,445
その他資本収入	20
その他の収入	0
計	213,949
支出	
営業費用	158,275
医業費用	157,999
給与費	87,863
材料費	42,606
経費、研究研修費	27,531
一般管理費	276
営業外費用	13,508
資本支出	40,037
建設改良費	15,562
償還金	24,463
長期借入金償還金	0
その他	12
計	211,820

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している

期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は0%として試算している

【人件費の見積り】

期間中総額 88,083 百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、退職給与金及び法定福利費等の額に相当するものである。

【運営費負担金の算定ルール】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（平成26年度～平成30年度）（単位：百万円）

区分	金額
収入の部	200,009
営業収益	191,912
医業収益	159,947
運営費負担金収益	30,611
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄付金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	1,354
その他営業収益	0
営業外収益	7,926
運営費負担金収益	4,873
その他営業外収益	3,053
臨時利益	171
支出の部	198,299
営業費用	177,879
医業費用	177,564
給与費	87,863
材料費	42,606
経費、研究研修費	27,524
減価償却費	19,572
一般管理費	315
営業外費用	13,508
臨時損失	6,912
純利益	1,710
総利益	1,710

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している

期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は0%として試算している



3 資金計画（平成26年度～平成30年度）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	220,285
業務活動による収入	174,035
診療業務による収入	159,947
運営費負担金による収入	11,035
その他の業務活動による収入	3,053
投資活動による収入	24,469
運営費負担金による収入	24,449
その他の投資活動による収入	20
財務活動による収入	15,445
長期借入による収入	15,445
その他の財務活動による収入	0
大阪市からの繰越金	6,336
資金支出	220,285
業務活動による支出	165,815
給与費支出	88,083
材料費支出	42,606
その他の業務活動による支出	35,126
投資活動による支出	15,574
有形固定資産の取得による支出	15,562
その他の投資活動による支出	12
財務活動による支出	30,431
長期借入金の返済による支出	0
移行前地方債償還債務の償還による支出	24,463
その他の財務活動による支出	5,968
次期中期目標の期間への繰越金	8,465

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している

期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は0%として試算している

4 移行前の退職給付引当金に関する事項

移行前の退職給付引当金の必要額13,440百万円については、移行時に7,438百万円を計上し、残りの額6,002百万円は、中期目標期間内に全額を計上する。

第5 短期借入金の限度額

1 限度額10,000 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応
- (2) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
- (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

## 第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

## 第7 料金に関する事項

### 1 使用料

(1) 診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料は、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)又は「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」(平成4年環境庁告示第40号)により算定した額(その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に消費税率(地方消費税率を含む。)に1を加えた率を乗じて得た額)とする。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料は、当該算定した額に理事長が定めた率を乗じて得た額とする。

(2) 次に掲げる使用料については、別に定める。

- ① 診療報酬算定方法により算定し難いもの
- ② 入院料加算額

### 2 手数料

診断書、検案書又は証明書の交付を請求する者に対しては、1通につき理事長が定める手数料を徴収する。

### 3 使用料等の還付

既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### 4 使用料等の減免

理事長が必要と認めるときは、使用料又は手数料を減免することがある。虚偽の申立てにより、使用料又は手数料の減免を受けたことを発見した時は、その料金を追徴する。

## 第8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

### 1 積立金の使途

なし。

### 2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(1) 大阪府市共同住吉母子医療センター(仮称)の運営への協力

住吉市民病院については、府立急性期・総合医療センターへの機能統合を進め、平成28年度に大阪府立病院機構において、大阪府市共同住吉母子医療センター(仮称)が整備される予定であることから、大阪府立病院機構と協力し、市内の小児・周産期医療の維持・確保、充実強化を図っていく。

(2) 施設及び設備に関する計画（平成26年度～平成30年度）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、 医療機器等整備	総額 11,848百万円	大阪市長期借入金等
大阪府市共同住吉母 子医療センター整備	総額 3,714百万円	

※ 金額については見込みである

各事業年度の大阪市長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される

(3) 人事に関する計画

良質な医療サービスを継続的に提供するため、専門知識等を有する優れた職員を確保し、医療需要の質の変化や患者動向等に迅速に対応できるよう効果的な人員配置に努める。

（期初における常勤職員見込数）1,900人

(4) 中期目標の期間を超える債務負担

- ・ 移行前地方債償還債務

（単位：百万円）

項目	年度					中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H26	H27	H28	H29	H30			
移行前地方債 償還債務	2,403	4,039	6,351	6,326	5,344	24,463	25,057	49,520

## 地方独立行政法人静岡県立病院機構中期計画

### 前文

現在、わが国では、厳しい財政状況等を背景にした社会保障制度の改革、医師や看護師不足の深刻化など、医療、特に病院を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）は、県民の大きな期待を背にして、中期目標の達成を目指して出発することになりました。

中期目標においては、静岡県の医療を確固たるものとすべく、機構が運営する県立病院に対して、一つには高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であること、二つには地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たしていくことが強く求められております。

機構としては、この二つを解く鍵は医療に係る人の問題、すなわち、県立病院にふさわしい質の高い専門家集団を確保し、育成していくことにありと考へ、次の5つの基本方針の下に中期計画を策定しました。この計画を着実に実行することにより、県民の皆様の信頼と安心を得るとともに、県民や職員が一体感や誇りの持てる病院、「患者満足度日本一」の病院を目指してまいります。

中期目標の達成への道程は、決して平坦ではなく、幾多の困難な道が続くと思いますが、職員一丸となって全力を注いでいく覚悟であります。

- 1 「第一級の病院」、「地域医療支援の中心的機能」など、中期目標において県立病院に求められている役割をこれまで以上に果たすこと
- 2 教育研修や臨床研究機能の充実強化、就労環境の向上などにより魅力ある病院づくりに努め、優秀な人材の確保と育成に最優先で取り組むこと
- 3 病院運営の専門職の育成や経営管理機能の強化などにより経営能力を高め、業務運営の安定化、健全化に取り組むこと
- 4 職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、業務の改善・改革に不断に取り組む組織風土を築き上げ、常に進化する病院であり続けること
- 5 地方独立行政法人化を機に蓄積する改革の成果を地域へ情報発信していくこと

### 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

医療は人に拠るところが大きいことから、提供する医療の質を向上させるため、県立病院にふさわしい優れた人材の確保及び育成を強力に推進する。

また、県内医療水準の向上を目指し、地域医療支援の中心的機能を果たすため、人材、技術、施設、情報など県立病院が有する医療資源の地域への開放を推進する。

## 1 医療の提供

機構の全職員は、県立病院が担う役割と責任を認識するとともに、基本的な診療姿勢の主旨を理解し、医療の提供にあたってはその実践に取り組む。

### (1) 基本的な診療姿勢

患者自らが選択し納得できるよう、患者への十分な説明と同意を徹底するとともに、科学的根拠に基づく医療を安全に提供するため、医療技術の向上、チーム医療の推進、医療安全対策の充実などに取り組む。

### (2) 県立病院が担う役割

県立病院が担う高度・特殊・専門医療が確実に提供できるよう、地域の医療機関との相互連携や機能分担を進める。併せて、情報技術を活用した医療連携や疾患ごとの地域連携ネットワークづくりを進める。

### (3) 県立病院が重点的に取り組む医療

静岡県が掲げる7疾病5事業を念頭に、各県立病院が専門性を活かしつつ、県立病院間や地域の医療機関との連携を強化して、病態に即した的確な医療を提供する。特に、全国的な課題とされている救急医療や急性期医療の充実に重点的に取り組む。

- ア 循環器疾患については、小児は県立こども病院が、成人は県立総合病院がそれぞれ県内の中核病院の機能を果たしていく。
- イ 周産期医療や精神身体合併症などについては、各県立病院が連携して取り組む。
- ウ 結核指定医療機関、エイズ拠点病院及び難病医療協力病院等として感染症医療や難病医療に着実に取り組む。
- エ 先進的医療である移植医療のうち、肝移植の実施の可否について検討を進める。
- オ 各県立病院は医療の提供にあたり、次のとおり重点的に取り組む。

#### (ア) 県立総合病院

- ・急性心筋梗塞、脳卒中等の循環器疾患において、24時間を通して高度な専門的治療を提供する体制の充実を図る。加えて、生活習慣病としての危険因子を管理するため、地域の医療機関との連携を強化する。
- ・がん患者に対し、地域がん診療連携拠点病院として、手術及び化学療法、

放射線療法を組み合わせた高度な集学的治療（各分野の専門医が協力して治療に当たること）を提供する体制を整備するとともに、地域の医療機関等と連携した緩和ケアや終末期医療を提供していく。

- ・重篤な救急患者に対応するため、救命救急センターに準じた機能を目指し、段階的な整備を図る。

#### (イ) 県立こころの医療センター

- ・24時間を通して精神科救急医療相談に応じるとともに、救急患者を受け入れ、新たな入院患者が早期に退院し社会復帰できるよう支援する精神科救急・急性期医療の提供体制の整備を図る。
- ・他の医療機関では対応することが困難な重症患者への先進的治療に積極的に取り組む。
- ・入院患者が早期に退院し、地域で安心して生活できるように、チームによる包括的在宅医療支援体制のモデルを構築する。
- ・医療観察法等の司法精神医療に積極的に関与する。

#### (ウ) 県立こども病院

- ・小児重症心疾患患者に対し、24時間を通して高度な先進的治療を提供する体制を整備する。加えて、小児心疾患治療のリーディング施設として専門医等の育成に努める。
- ・地域の医療機関と連携して、ハイリスク胎児・妊婦を早期に把握、治療するための一貫した医療システムの構築に努めるとともに、新生児に対して、高度な先進的治療を提供するための体制を拡充する。
- ・精神疾患を持つ小児患者やその家族に対して、児童精神科分野における中核的機能の発揮に努める。
- ・24時間を通して重篤な小児救急患者の受入体制を強化するとともに、患者の重症度に応じ、地域の医療機関と分担して受け入れる体制づくりに協力する。
- ・小児がん診療連携拠点病院として、高度な集学的治療に積極的に取り組む。

## 2 医療に関する調査及び研究

県内医療水準の向上に寄与するとともに、県立病院として医療の質の向上や人材育成のため、病院が有する医療資源の活用、院外への情報発信、他の機関との連携を図りながら、調査及び研究に取り組む。また、それらを円滑に進めるため、診療録の電子化等の医療情報基盤を整備する。

(1) 診療等の情報の活用

診療録等医療情報の電子化や管理機能の充実を図るなど、エビデンスを集積し、カンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用し医療の質の向上を図る。また、学会、講習会、研究会等へ情報発信しやすい体制を整備する。

(2) 県民への情報提供の充実

定期的に公開講座、医療相談会等を開催するとともに、ホームページ等で健康管理・増進などについての情報を提供するなど、様々な方法で県民への情報提供を進める。

(3) 産学官連携等への協力

治験や調査研究事業に積極的に参画できるよう体制を整備し、受託件数の増加を図る。また、県立大学との共同研究にも取り組む。

3 医療に関する技術者の研修

県立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、国内外の医療機関との交流、教育研修機能の充実など、医療従事者の研修に積極的に取り組むとともに、それらを院外にも開放していく。

(1) 医療従事者の研修の充実

県立総合病院のメディカルスキルアップセンターの利活用を含め、実効性のある教育研修プログラムの開発、実施を計画的に進めるとともに、病院内における教育研修体制を強化する。また、国内外の医療機関との交流を進める。

(2) 医師の卒後臨床研修等の充実

特色のある研修プログラムの開発とその推進体制を強化する。特に、専門分野の研修医については、県立病院が核となった県内病院間の研修ネットワークの構築など魅力あるプログラムを用意する。

(3) 知識や技術の普及

医療従事者が他の機関・団体における研修や研究等の活動に参画しやすい仕組みづくりを進める。また、院内研修を含め教育研修機能については、県内の医療従事者へさらに開放していく。

#### 4 医療に関する地域への支援

地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすため、県立病院が有する医療資源を積極的に活用するなど、必要な支援を進める。

##### (1) 地域医療への支援

情報通信技術を活用した遠隔診断のネットワークづくりを進める。また、高度医療機器などの共同利用など、県立病院の施設や設備について地域への開放を進める。

##### (2) 公的医療機関への医師の派遣協力

県立病院の医師の増員を図り、公的医療機関への医師派遣協力がしやすい仕組みづくりを進める。

##### (3) 社会的な要請への協力

公的機関からの医療に係る鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請に柔軟に応えるための仕組みづくりを進める。

#### 5 災害等における医療救護

東海地震などによる大規模災害の発生が危惧される静岡県の県立病院として、災害等への日ごろからの備えを進め、発生時には静岡県医療救護計画等に基づき、医療救護活動に従事する。

##### (1) 医療救護活動の拠点機能

日ごろから実践的な災害医療訓練を定期的で開催するなど、医療救護活動の拠点となる病院としての機能を維持向上していくとともに、災害等の発生時には患者の受入れなど求められる機能を発揮する。

##### (2) 他県等の医療救護への協力

災害時医療救護派遣マニュアルに基づき、速やかに医療チームを派遣できるよう定期的な要員訓練を行うとともに、随時マニュアルを点検する。

#### 6 中期目標達成のために不可欠な人材の確保及び育成

県立病院の医療機能を最大限に発揮するため、医療従事者が専門業務に専念できる体制の整備、教育研修の充実、就労環境の向上、人材確保機能の強化など、優秀な人材の確保及び育成に最重要課題として取り組む。



これに際しては地方独立行政法人の特徴を活かし、前例にとらわれない柔軟な運営に取り組む。

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

職員配置や組織等に関しては、従前の手法にとらわれず、業務内容や業務量に応じて随時対応するなど、迅速で柔軟性のある業務運営に取り組む。

### 1 簡素で効率的な組織づくり

医療環境の変化や県民の医療ニーズに的確に応じられるよう弾力的な組織づくりを進めるとともに、迅速な意思決定がされるような組織運営に努める。

### 2 効率的な業務運営の実現

県立病院が有する人的、物的等医療資源を有効に活用するため、常に効率的な業務運営に取り組むとともに、経営情報を共有し職員の経営意識の醸成を図る。

- ・各職員が専門性を十分に発揮できるよう体制を整備するとともに、業務量に応じた柔軟な職員配置に努める。
- ・診療報酬など収入の適正な確保を図るとともに、業務の集約化や外部委託、多様な契約手法の活用などにより、効率的な業務運営に努める。
- ・常に経営情報を把握するとともに、適時適切な措置を講じられるよう体制を整備する。また、経営情報を職員が共有するなど、職員全員の経営意識の向上に努める。

### 3 事務部門の専門性の向上

経営管理機能を強化するため、法人固有の事務職員を採用するとともに、専門性の向上に計画的に取り組む。併せて、急速な経営環境の変化にも迅速に対応できるよう病院運営や医療事務等に精通した人材の確保に努める。

### 4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成

業務の改善改革への取り組みを奨励し、その活動を積極的に評価するとともに、職員の意見が反映されやすい風通しの良い組織運営を進めるなど、職員の意欲が高い活気に溢れた病院づくりに取り組む。

### 5 就労環境の向上

仕事と生活の調和に配慮した雇用形態や勤務時間の設定、時間外勤務の縮減など労働時間の適正な管理を進めるほか、職員宿舎や院内保育を充実するなど、働きや

すい環境づくりを進める。

また、職員の努力が報われる給与制度の構築など、働きがいを実感できる仕組みづくりを進める。

### 第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすることを旨とする。

- 1 予 算
- 2 収支計画 (別表のとおり)
- 3 資金計画

### 第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額  
2,000 百万円
- 2 想定される短期借入金の発生理由  
賞与の支給等、資金繰り資金への対応

### 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし

### 第6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

### 第7 料金に関する事項

#### 1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149

条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額

(3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

## 2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

## 第8 その他県の規則で定める業務運営に関する事項

### 1 中期目標期間中の長期借入金の限度額

総額 10,051 百万円

### 2 積立金の処分に関する計画

なし

(別表)

1 予算(平成21年度～平成25年度)

区分	金額
収入	
営業収益	170,286
医業収益	134,787
運営費負担金	34,723
その他営業収益	776
営業外収益	3,703
運営費負担金	1,777
その他営業外収益	1,926
資本収入	10,051
運営費負担金	0
長期借入金	10,051
その他の資本収入	0
その他の収入	0
計	184,040
支出	
営業費用	154,626
医業費用	153,034
給与費	81,659
材料費	41,537
経費	28,493
研究研修費	1,345
一般管理費	1,591
営業外費用	3,278
資本支出	27,884
建設改良費	11,859
償還金	16,024
その他の支出	250
計	186,037

(注1)計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2)期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中総額82,736百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役員報酬に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

[運営費負担金の算定ルール]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。

2 収支計画(平成21年度～平成25年度)

区分	金額
収益の部	
営業収益	175,939
医業収益	172,237
運営費負担金収益	135,524
資産戻戻負債戻入	34,723
その他営業収益	1,214
営業外収益	776
運営費負担金	3,701
その他営業外収益	1,777
臨時利益	1,924
費用の部	0
営業費用	175,354
医業費用	170,800
給与費	82,033
材料費	41,553
経費	26,459
減価償却費	17,601
研究研修費	1,349
一般管理費	1,805
営業外費用	4,162
臨時損失	142
予備費	250
純利益	585
目的積立金取崩額	0
総利益	585

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画(平成21年度～平成25年度)

区分	金額
資金収入	187,472
業務活動による収入	173,989
診療業務による収入	134,787
運営費負担金による収入	36,500
その他の業務活動による収入	2,702
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	10,051
長期借入れによる収入	10,051
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	3,432
資金支出	187,472
業務活動による支出	158,154
給与費支出	82,736
材料費支出	41,537
その他の業務活動による支出	33,881
投資活動による支出	11,859
固定資産の取得による支出	11,859
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	16,024
長期借入金の返済による支出	1,641
移行前地方債償還業務の償還による支出	14,383
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1,435

(注1)計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2)前期中期目標期間からの繰越金は県からの承継額である。

～ともにつくる 信頼と安心の医療～